

# 第4次対馬市男女共同参画計画

4つの愛(あい)で未来を生きよう ～ジェンダーを超えて～



令和4年 3月  
対馬市

## はじめに

「男女雇用機会均等法」の施行から約36年の時が流れ、2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画に関する法律」の施行、2019（令和元）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施することが盛り込まれました。また、2020（令和2）年に国の「第5次男女共同参画計画」が策定されました。

本市では、2017（平成29）年3月に「第3次対馬市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進を続けてきました。策定から5年が経過し、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、女性の働き方についての社会の意識は変化してきました。

そこで、2020（令和2）年に対馬市民全体の約1パーセントにあたる278名に対しアンケート調査を行い、その結果を踏まえた新たな5か年計画として、「第4次対馬市男女共同参画計画」を策定いたしました。これは、「第2次対馬市総合計画（後期計画）」の基本理念である「みんなで目指そう！自立と循環の宝の島 対馬」の趣旨を踏まえるとともに、「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念に基づき、男女共同参画を進めるための指針となるものであります。

アンケートから見える対馬市の現状は、「ジェンダー」などに対する認知度は増加し、固定的な性別役割分担意識は無くなりつつあるものの、日常生活において男性が優遇されていると感じている人はまだまだ多いようです。

本市では、このアンケート結果をもとに、令和4年から5年間の取組指針を決定しました。取組のキーワードは、「4つの愛（あい）で未来を生きよう ～ジェンダーを超えて～」。「①相手との違いを認めあい」「②それぞれの個性を活かしあい」、「③苦勞や痛みを分かちあい」、「④それぞれの思いを語りあい」の「4つの愛（あい）」で、市民だれもが生き生きと輝ける対馬を目指して取り組むことといたしました。

今後は、この計画を基に、真の男女共同参画社会の実現に向け、総合的な取組を積極的に推進してまいります。また、本計画を実効性のあるものにしていくためには、行政だけでなく、市民の皆様や関係団体・事業者の皆様が共に手を取り、相互に協力して取り組んでいくことが大切であると考えます。どうか本計画の推進につきまして、市民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたりまして、貴重なご意見やご協力をいただきました対馬市男女共同参画推進懇話会委員の皆様や、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

対馬市長 比田勝 尚喜

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の役割	1
3. 計画の期間	1
4. 基本的な考え方	2
5. SDGsにおける男女共同参画について	3
6. 基本目標	4
7. 体系図	5

## 第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	7
基本目標Ⅱ 家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現	8
基本目標Ⅲ 女性活躍推進による地域社会の活性化	10
基本目標Ⅳ すべての人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現	11

## 第3章 計画の推進

1. 庁内推進体制の整備	14
2. 男女共同参画推進懇話会の設置	14
3. 男女共同参画に関する条例の制定	14
4. 関係機関・民間団体との連携強化	14

## ■参考資料

○市民意識アンケート調査	16
○対馬市男女共同参画推進懇話会委員名簿	39
○対馬市男女共同参画推進懇話会設置要綱	40

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

対馬市では、平成11年に国が制定した男女共同参画社会基本法、及び平成14年に施行した長崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、平成15年に長崎県男女共同参画基本計画が策定されたことに伴い、平成19年3月に対馬市男女共同参画計画（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、平成24年3月に第2次計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）を、平成29年3月に第3次計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定しました。

第3次計画では、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成」、「家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現」、「女性活躍推進による地域社会の活性化」、「すべての人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現」を基本目標として、男女共同参画に関する様々な施策を展開してきました。

このほど行った全市民の約1%にあたる278名へのアンケート結果から見える対馬市の現状は、「ジェンダー」などに対する認知度は増加し、固定的な性別役割分担意識は無くなりつつあるものの、日常生活において男性が優遇されていると感じている人が多く、引き続き意識醸成への積極的な取組が求められています。

また、近年の地域経済の低迷、少子高齢化、急激な人口減少などの社会情勢が変化する中で、様々な分野において、男女の別なく一人一人の能力が発揮され、多様な考え方に富んだ活力あるまちづくりが、真の男女共同参画社会の実現につながります。

このような中、現計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、その成果と課題を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」並びに「長崎県男女共同参画推進条例」、加えて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨や理念等に則り、対馬市の男女共同参画を推進していくための指針となる第4次対馬市男女共同参画計画を策定しました。

## 2. 計画の役割

本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく計画および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条」に基づく推進計画として策定し、対馬市総合計画など、対馬市の各種計画等との整合を図るものです。

また、本計画は、対馬市が男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市内の事業者、関係団体等と協働して計画の遂行を図るとともに、市民にとってわかりやすい計画とすることで市民の参画を促します。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間で、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

## 4. 基本的な考え方

### 男女共同参画社会基本法の5つの基本的理念

#### ① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の3つの基本的原則

① 女性に関する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること

② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと








## 5. SDGsにおける男女共同参画について

2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な世界を実現するための2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されました。

ゴール5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なり、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えます。



対馬市は、令和2年7月17日に、内閣府より持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されました。なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを図る
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	各国内及び各国間の不平等を是正する

## 6. 基本目標

対馬市における男女共同参画社会の将来像を達成するため、次の4つの基本目標を掲げます。

### I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

市民への意識調査の結果を見ると、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されているものの、依然として存在しています。

男女が性別にかかわらず主体的に生きるため、職場、家庭、地域などにおける制度や慣行のあり方を見直すとともに、男女共同参画を推進する教育、学習の充実を図るなど、あらゆる機会をとらえて意識の醸成を進めます。

### II 家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域のそれぞれの場において、男女が共に参画し、責任を担うことが肝要であり、そのための重点課題として職業生活と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現を目指した取組を行います。

家庭や地域での男女共同参画を推進するため、子育てや介護に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、男女が共に家庭責任を担い、地域活動にも参加できる環境づくりを進めます。また、職場における男女の平等を推進するため、男女雇用機会均等法のさらなる定着促進に努め、労働条件や職場環境の整備、さらに女性の職業能力の向上に努めます。

### III 女性活躍推進による地域社会の活性化

女性がその能力を十分に発揮して社会に参画する機会を確保することは、対馬市の地域振興や活性化を進める上で不可欠です。

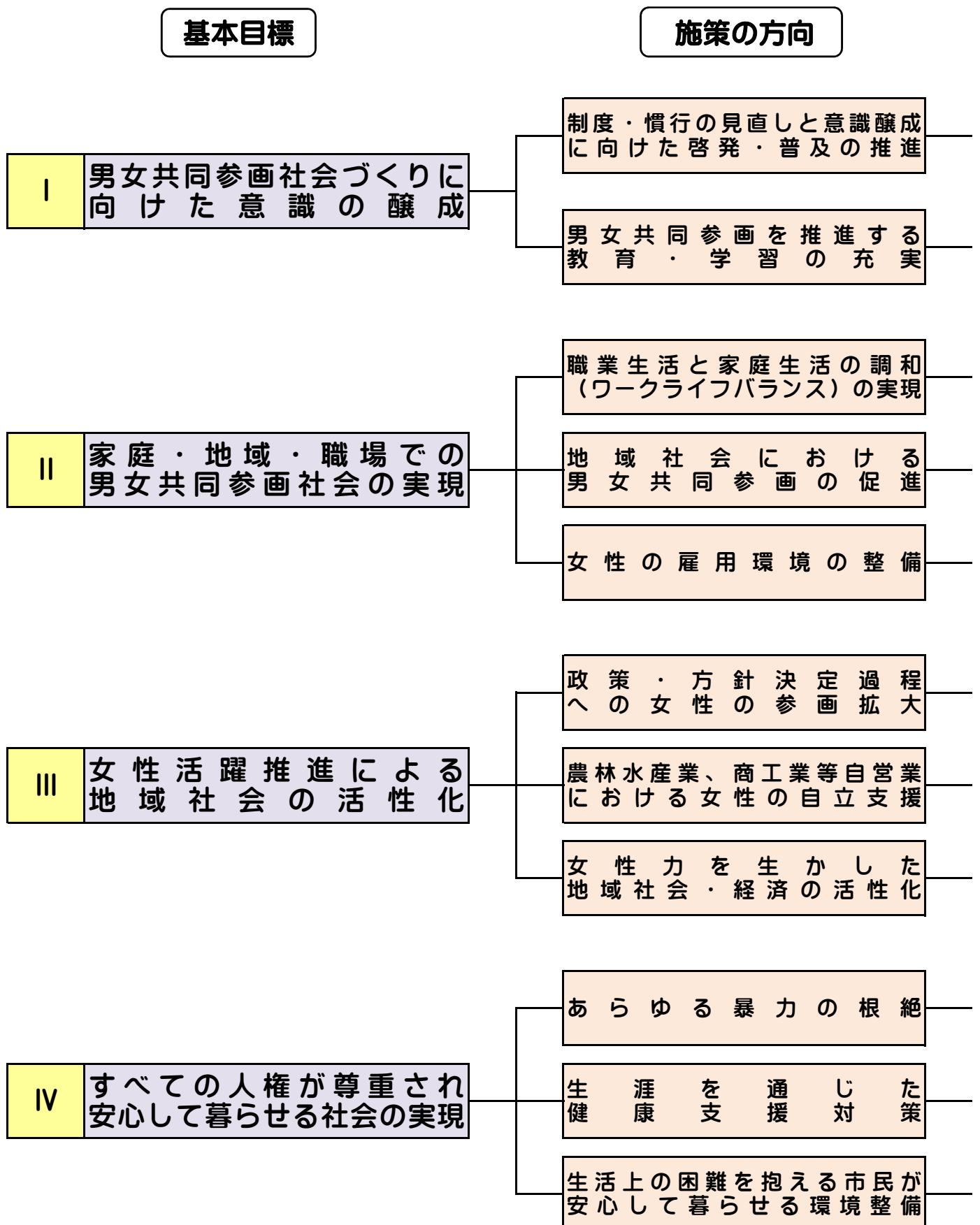
また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性の経済的地位や能力の向上への支援など、女性が活躍する場の環境づくりを推進します。

### IV すべての人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現

男女の人権を尊重する社会の実現のため、女性に対する暴力はもとよりあらゆる暴力の根絶に向けた施策や意識啓発を推進するとともに、妊娠や出産など男性と異なるライフスタイルを持つ女性への生涯を通じた健康支援体制の充実に努めます。

また、ひとり親世帯、高齢者や障がい者など、生活上の困難を抱えるだれもが安心して暮らしていける環境づくりを進めます。

## 7. 体系図





## 具体的施策

## 主な実施部局

- ◇わかりやすい広報・啓発活動の推進
- ◇多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

総務部

- ◇家庭教育・生涯学習の推進
- ◇学校における教育・学習の充実

総務部  
教育委員会事務局

- ◇仕事と家庭の両立支援と子育て支援策の充実
- ◇家庭生活での男女共同参画の促進

総務部  
しまづくり推進部  
福祉保険部

- ◇男女の地域活動への積極的な参加の促進

総務部  
しまづくり推進部  
福祉保険部

- ◇女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
- ◇セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

総務部  
観光交流商工部

- ◇審議会等の委員への女性の参画促進
- ◇企業団体等における役職等への女性の参画促進

総務部  
しまづくり推進部  
観光交流商工部

- ◇女性の能力に対する適正評価と方針決定過程への参画促進
- ◇各産業における女性の経済的地位と能力の向上

観光交流商工部  
農林水産部

- ◇女性の職業能力の開発や学習機会の提供
- ◇女性の起業等社会進出への支援

しまづくり推進部  
観光交流商工部

- ◇あらゆる暴力（DV等）を防ぐ環境の整備
- ◇性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア

総務部  
福祉保険部  
健康づくり推進部

- ◇妊娠・出産・育児・介護に関わる保健医療対策の充実
- ◇健康に大きな被害をもたらす問題についての対策の推進

福祉保険部  
健康づくり推進部

- ◇ひとり親世帯の生活安定と自立促進
- ◇高齢者や障がい者など生活上の困難を抱える人への支援
- ◇防災・復興における男女共同参画の推進

総務部、福祉保険部  
健康づくり推進部  
消防本部

## 第2章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

重点項目	1. 制度・慣行の見直しと意識醸成に向けた啓発・普及の推進 2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
------	---------------------------------------------------------

#### 1. 制度・慣行の見直しと意識醸成に向けた啓発・普及の推進

◇主な実施部局：総務部

(具体的な施策)

##### 1 わかりやすい広報・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画週間や人権週間など、国や県等の活動に合わせて男女共同参画を広く浸透させるための啓発に努めるとともに、女性団体、NPO、人権擁護委員協議会など、関係団体との連携と協働による啓発を進めます。  
また、男女共同参画に関連の深い関係法令等について、市民に対しわかりやすく周知するよう努めます。
- ② 市職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、市職員の研修を推進するとともに、企業・団体等に対してセミナー等を開催し啓発に努めます。

##### 2 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画に関する情報の収集に努め、市広報誌や市ホームページ、ケーブルテレビ、市公式SNSなどあらゆる広報媒体を有効に活用して情報提供を行い、積極的に広報・啓発を推進します。
- ② 市が作成する広報紙やインターネットの情報については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、わかりやすい表現に努めます。
- ③ 企業・団体等に対し、国、県の機関等と連携し、男女共同参画社会の必要性が適切に理解されるよう講演会等を開催し啓発に努めます。

#### 2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

◇主な実施部局：総務部、教育委員会事務局

(具体的な施策)

##### 1 家庭教育・生涯学習の推進

- ① 家庭における固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識を高めるため、家庭教育学習の充実や家庭教育に関する学習の機会の充実を図ります。
- ② 男女共同参画社会の形成に向けた知識や技術を市民が習得できるよう、生涯学習に関する情報提供、学習機会の充実を図ります。
- ③ 長崎県男女共同参画推進員など、男女共同参画の推進に意欲のある人材を活用し、県・地域における学習機会の充実を図るとともに、交流の場面の拡大を推進します。

## 2 学校における教育・学習の充実

- ① 保育所、幼稚園、学校において子どもの発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育、保育の確立を図ります。また、必要に応じて関係団体とも連携し、男女平等教育の充実を図ります。
- ② 児童・生徒一人一人の人権と個性を尊重するため、市職員や保育士、保護者を対象とした研修の機会の充実に努めます。

## 基本目標II 家庭・地域・職場での男女共同参画社会の実現

重点 項目	1. 職業生活と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現 2. 地域社会における男女共同参画の推進 3. 女性の雇用環境の整備
----------	-------------------------------------------------------------------------

### 1. 職業生活と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現

◇主な実施部局：総務部、しまづくり推進部、福祉保険部

#### （具体的な施策）

#### 1 仕事と家庭の両立支援と子育て支援策の充実

- ① 男女が共に、仕事と家庭における責任を果たし、多様な働き方が選択できるよう、職場優先の組織風土や男性も含めた働き方の見直しなど意識の啓発を推進します。
- ② 共働き等の家庭の支援のため、保育サービスの充実や、「地元事業者への働き方改革推進事業」による育児・介護休業制度、短時間勤務制度導入の普及啓発などにより、子育てしやすい社会づくりを推進します。
- ③ 仕事と生活の調和が図られるよう、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善について普及啓発を図ります。特に、男性の育児休業取得を推進し、労働時間の短縮や短時間勤務制度等の普及啓発も推進します。

#### 2 家庭生活での男女共同参画の推進

- ① 家族が互いに協力しあって、家事・育児・介護など家庭生活における責任を果たせるよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。
- ② 家庭生活の重要性、育児、介護、家庭教育などについて、学習する機会を提供し、男性の参加を促すとともに、広報啓発に努めます。

## 2. 地域社会における男女共同参画の促進

◇主な実施部局：総務部、しまづくり推進部、福祉保険部

### 〔具体的な施策〕

#### 1 男女の地域活動への積極的な参加の促進

- ① 職場優先の意識やライフスタイルを見直し、男女が共に地域活動等に参画することの重要性や、自治会など地域における男女共同参画について、啓発や情報提供を行います。
- ② 男女が関心に応じて地域活動へ参画できるようNPO、ボランティア活動に関する情報や研修機会の提供を図るとともに、地域において多様な活動を行うNPO法人やボランティア団体の活動を支援して、地域活動の活性化を図ります。
- ③ 退職後の男女が、経験の活用や生きがいづくり等を目的として、地域活動やボランティア活動へ参加できるよう情報や研修機会の提供に努めます。

## 3. 女性の雇用環境の整備

◇主な実施部局：総務部、観光交流商工部

### 〔具体的な施策〕

#### 1 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

- ① 職場における男女の機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着が図られるよう、制度の普及啓発を図ります。
- ② パートタイム労働法等の周知を図り、待遇改善の向上を促進します。
- ③ 男女がともに育児・介護休業の取得促進が図られるよう普及啓発に努め、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境づくりを推進します。
- ④ 関係機関と連携し、女性の雇用拡大のため普及啓発に努めます。

#### 2 セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のため、雇用管理上必要な措置が盛り込まれた男女雇用機会均等法等関係法令の啓発促進を図ります。
- ② ハローワーク等関係機関と連携して情報提供、支援の充実を図ります。

## 基本目標Ⅲ 女性活躍推進による地域社会の活性化

重点 項目	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2. 農林水産業、商工業等自営業における女性の自立支援 3. 女性力を生かした地域社会・経済の活性化
----------	--------------------------------------------------------------------------------

### 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

◇主な実施部局：総務部、しまづくり推進部、観光交流商工部

〔具体的な施策〕

#### 1 審議会等の委員への女性の参画推進

- ① 市が設置する審議会等の委員への女性の登用目標については、令和8年度末までに30%とし、積極的な登用に努めます。
- ② 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、女性自らの意識を高めるための啓発を進めます。
- ③ 各分野で活躍する女性の発掘に努め、人材情報の管理充実を図り、個人情報保護に配慮した情報提供を図ります。

#### 2 企業団体等における役職等への女性の参画促進

- ① 市職員について、年功や性別にとらわれず、管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用を図ります。  
また、企業や各種団体等に対し、企業等を支える貴重な人材として女性を位置づけ、長期的な能力開発の視点に立って育成、登用推進を図る必要性を啓発します。
- ② 企業における任用格差が生じないように企業等へ働きかけるとともに、地域活動の場への女性の参画を促進するため、社会団体等への啓発を進めます。

### 2. 農林水産業、商工業等自営業における女性の自立支援

◇主な実施部局：観光交流商工部、農林水産部

〔具体的な施策〕

#### 1 女性の能力に対する適正評価と方針決定過程への参画促進

- ① 関係団体と連携して、自営業の各分野で女性の能力を適正に評価し、農業委員や農協・漁協・森林組合・商工会等の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への参画を推進します。
- ② 農林水産業・商工業・製造業等の自営業の分野で、女性リーダーの育成を促進します。

#### 2 各産業における女性の経済的地位と能力の向上

- ① 家族の話し合いを基本とする家族経営協定等の普及と充実に努めるとともに、経営の法人化等を推進します。



- ② 安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など労働条件の整備について啓発と指導を促進します。

### 3. 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

◇主な実施部局：しまづくり推進部、観光交流商工部

#### 〔具体的な施策〕

##### 1 女性の職業能力の開発や学習機会の提供

- ① 国、県の関係機関等との連携を強化し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報の提供を推進します。
- ② 県男女共同参画推進センター「きらりあ」等の機関と連携し、地域や社会で活動したいと考えている女性を対象にセミナー等を開催します。

##### 2 女性の起業等社会進出への支援

- ① 県男女共同参画推進センター「きらりあ」等の関係団体と連携し、女性の起業等社会進出に関する情報提供を行います。
- ② 女性の起業等の新たな取組のための支援や起業セミナーの実施に取り組みます。

## 基本目標Ⅳ すべての人権が尊重され安心して暮らせる社会の実現

重点項目	1. あらゆる暴力の根絶 2. 生涯を通じた健康支援対策 3. 生活上の困難を抱える市民が安心して暮らせる環境整備
------	-----------------------------------------------------------------

### 1. あらゆる暴力の根絶

◇主な実施部局：総務部、福祉保険部、健康づくり推進部

#### 〔具体的な施策〕

##### 1 あらゆる暴力（DV等）を防ぐ環境の整備

- ① 性犯罪、売買春、配偶者からのDVや配偶者以外からの暴力など、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、積極的な広報活動と意識啓発を推進します。
- ② 警察等関係機関と連携して、暴力等の実態把握に努め、被害を受けている市民に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害から市民を守る対策に取り組みます。
- ③ 担当職員など関係者の資質向上を図り、暴力への迅速で適切な対応や被害者の安全確保に努めるなど被害者への支援充実を図ります。



## 2 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

- ① 性犯罪、ストーカー行為の防止のため、警察等関係機関と連携して、広報紙やホームページ、CATV等を活用して啓発を行い意識醸成を図ります。
- ② 被害者の心のケアの充実を図るため、カウンセリングの専門知識を持つ団体や民間支援団体等との連携強化に努めます。

## 3 新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響下においては、女性に家事や育児等の家庭責任が偏ったり、DVや性暴力等の被害が潜在化する傾向があり、中長期的に心のケア等に取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や支援等に継続して取り組みます。

## 2. 生涯を通じた健康支援対策

◇主な実施部局：福祉保険部、健康づくり推進部

### (具体的な施策)

#### 1 妊娠・出産・育児・介護に関わる保健医療対策の充実

- ① 夫婦双方を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど子育てに関する指導・助言について、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康指導等の充実を推進します。
- ② 生涯を通じて健全で安心な食生活を実現できるよう、乳幼児期から望ましい食習慣の獲得をめざした食育推進活動を展開していきます。
- ③ 地域包括ケアシステムを構築し、安心の医療・福祉体制を整備します。

#### 2 健康に大きな被害をもたらす問題についての対策の推進

- ① 性感染症は、特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど健康に甚大な影響を及ぼすことから、感染予防のため関係機関と連携して啓発普及活動を推進し、感染拡大防止を図ります。
- ② 喫煙や飲酒が胎児を含めた女性の健康に及ぼす悪い影響について、十分な情報提供を行うとともに、受動喫煙防止を図るため、職場や公共の場などにおける禁煙・分煙対策を推進します。
- ③ 生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域においても積極的に推進します。

## 3. 生活上の困難を抱える市民が安心して暮らせる環境整備

◇主な実施部局：総務部、福祉保険部、健康づくり推進部、消防本部

### (具体的な施策)

#### 1 ひとり親世帯の生活安定と自立促進

- ① ひとり親家庭ハンドブックの配布やホームページ等による情報提供やハローワーク等関係機関と連携を図り、就労情報の提供を推進するほか、母子

自立支援員等による相談支援体制の充実を図ります。

- ② 子育てと生活の二つの役割を一人で担うひとり親世帯に対して、それぞれの状況に応じたきめ細やかな子育て支援・生活支援・就労支援・経済的支援を関係機関と連携を図りながら、自立を促進します。

## 2 高齢者や障がい者など生活上の困難を抱える人への支援

- ① 高齢者が地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して過ごせるよう、国、県の関係機関と連携し、就労支援や生活環境整備など必要な支援を推進します。
- ② 家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実や介護予防の推進を図ります。
- ③ 障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けた啓発活動と道路や施設等における段差など障壁の改善に取り組みます。

## 3 防災・復興における男女共同参画の推進

- ① 男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図るため、防災会議への女性の委員登用を促進します。
- ② 避難場所や災害ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について、女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図ります。
- ③ 男女共同参画の視点に立った施策を展開していくために、防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団への加入を促進します。
- ④ 男女共同参画の視点での防災・復興対策は平時から意識することが重要であるため、その意義や必要性について研修会の実施や情報発信を行います。

## 第3章 計画の推進

### 1. 庁内推進体制の整備

対馬市男女共同参画計画を効果的に実施していくために、関係各課の横断的な連携強化や市職員の研修や啓発を実施し、全庁的な推進体制の整備に努めます。

### 2. 男女共同参画推進懇話会の設置

計画の推進にあたっては、市民が委員の「男女共同参画推進懇話会」を設置し、男女共同参画に係る課題を協議し、計画の進捗状況について、検証を行います。

### 3. 男女共同参画に関する条例の制定

県においては「長崎県男女共同参画推進条例」を平成14年4月に制定しており、対馬市においても、男女共同参画社会の実現に向けた実効性のある取組を進めるため、男女共同参画に関する条例の制定等について検討を進めます。

### 4. 関係機関・民間団体との連携強化

計画の推進は、市民・議会・事業者・行政がスクラムを組んで取り組んでいくことで大きな推進力になることから、男女共同参画社会を推進する団体・グループとの連携を強化し協力体制を構築するとともに、男女共同参画に取り組む国・県等の関係機関と連携を強化して、計画の推進を図ります。

## 参 考 资 料

## ◇市民意識アンケート調査

### ◆調査の概要

実施主体：対馬市

席 務：対馬市総務課

調査対象：対馬市全域

調査方法：調査票による自己記入式（懇話会委員による配布・回収）

調査期間：令和2年10月

### ◇配布・回収の状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
300	278	92.7%	278	100%

### ◇調査項目の概要

- ①性別、年齢、配偶関係、家族構成、職業について
- ②男女平等、職業生活、家庭生活、地域生活について
- ③女性の人権について
- ④男女共同参画の取組について

### ◇回答者の構成

#### 【性別】

	回答数(人)	構成比(%)
男性	138	49.6
女性	140	50.4
無回答	0	0
計	278	100.0

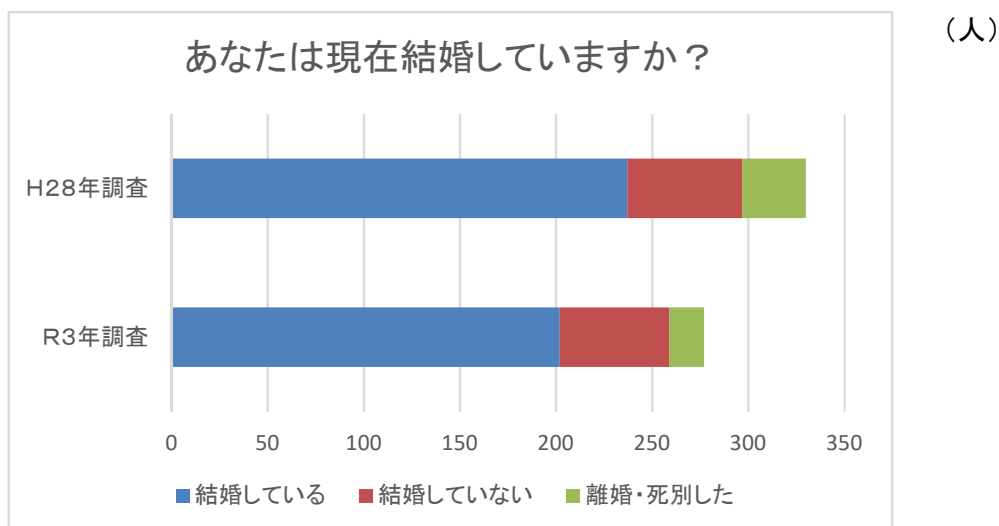
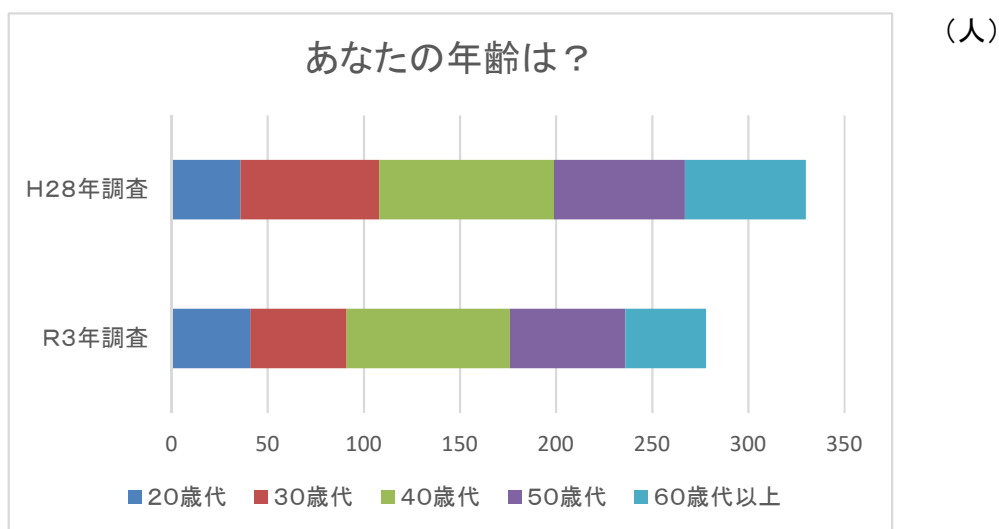
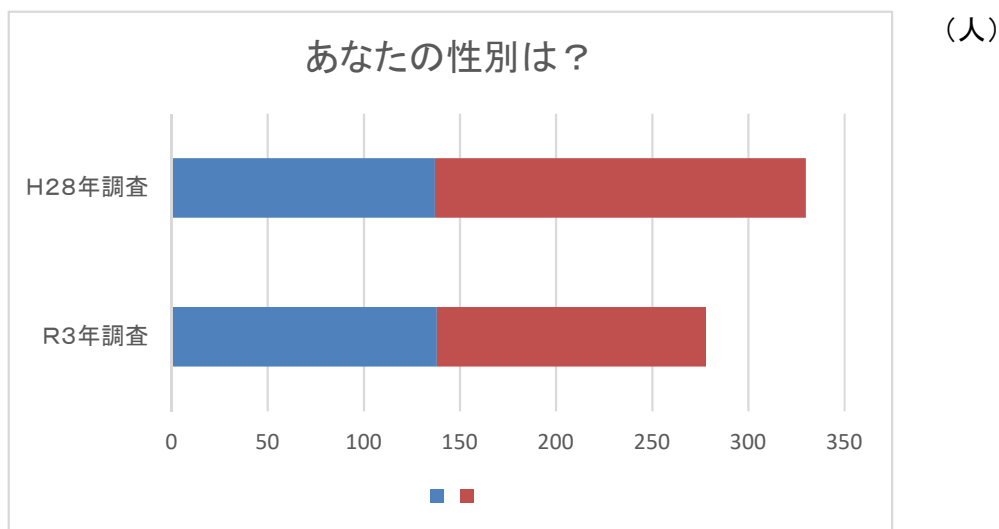
#### 【年代別】

	回答数(人)	構成比(%)
20歳代	41	14.7
30歳代	50	18.0
40歳代	85	30.6
50歳代	60	21.6
60歳代以上	42	15.1
無回答	0	0.0
計	278	100.0

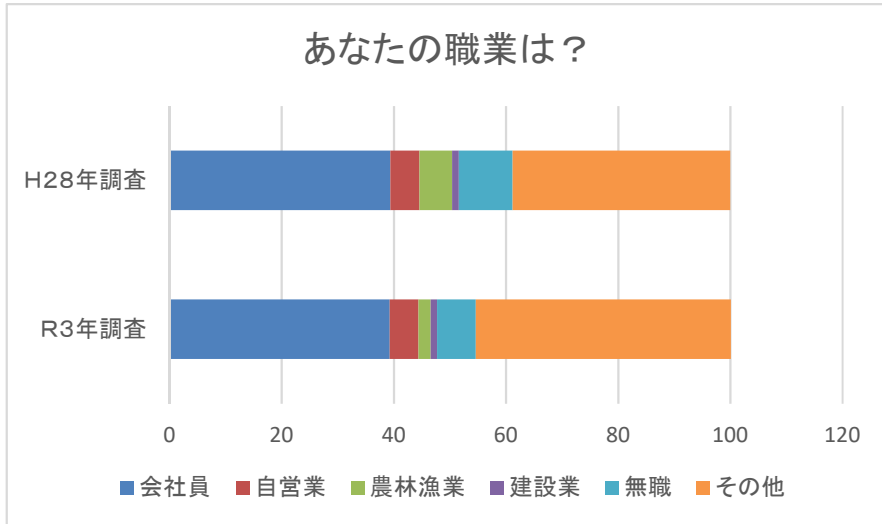
#### 【職業別】

	回答数(人)	構成比(%)
会社員	108	38.8
自営業	14	5.0
農林漁業	6	2.2
建設業	3	1.1
無職	19	6.8
その他	125	45.0
無回答	3	1.1
計	278	100.0

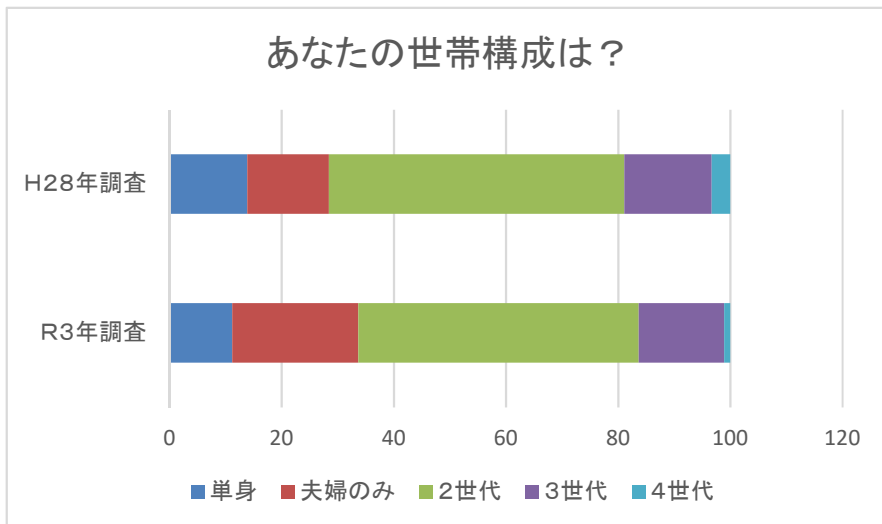
# 男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果







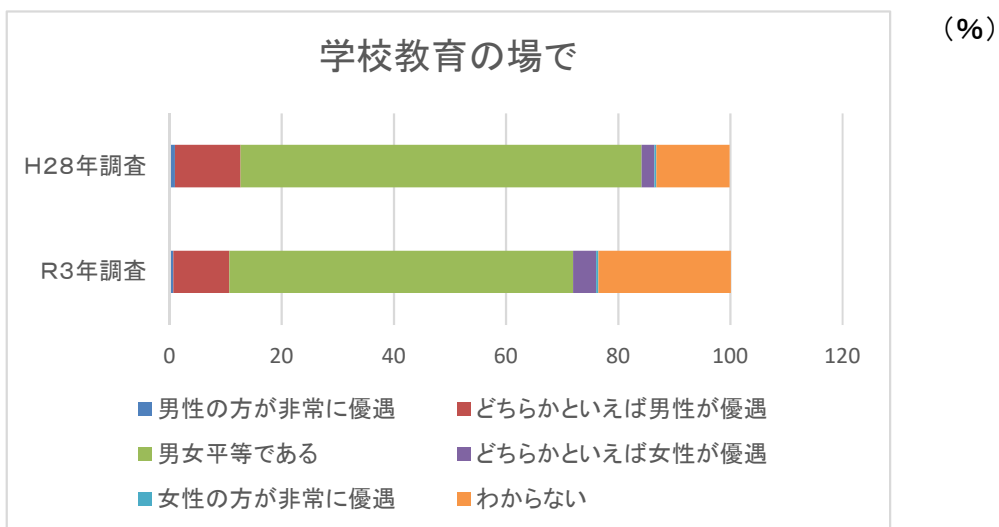
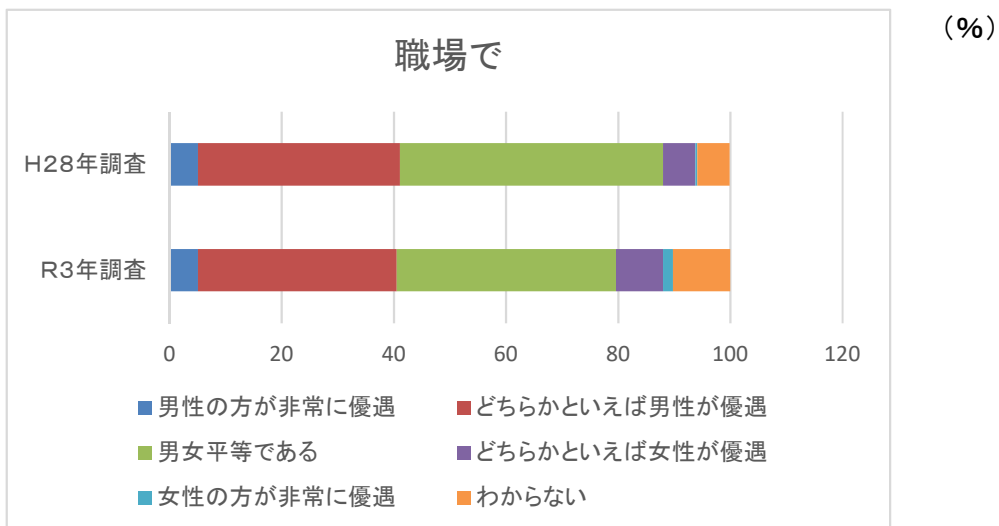
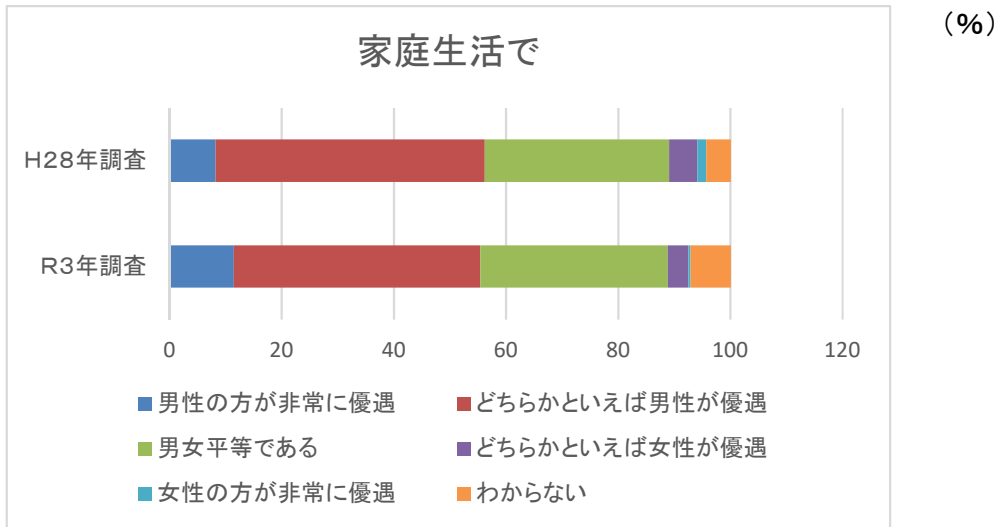
(%)



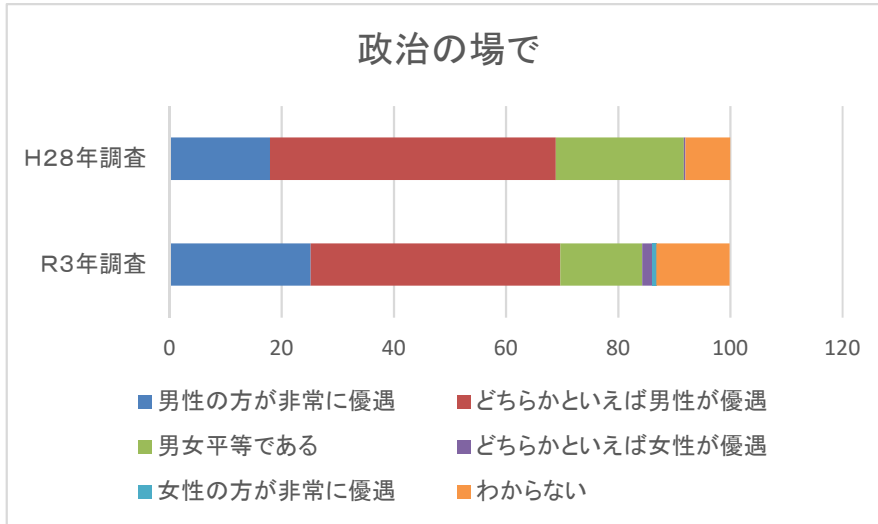
(%)

問 あなたは、次の分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。

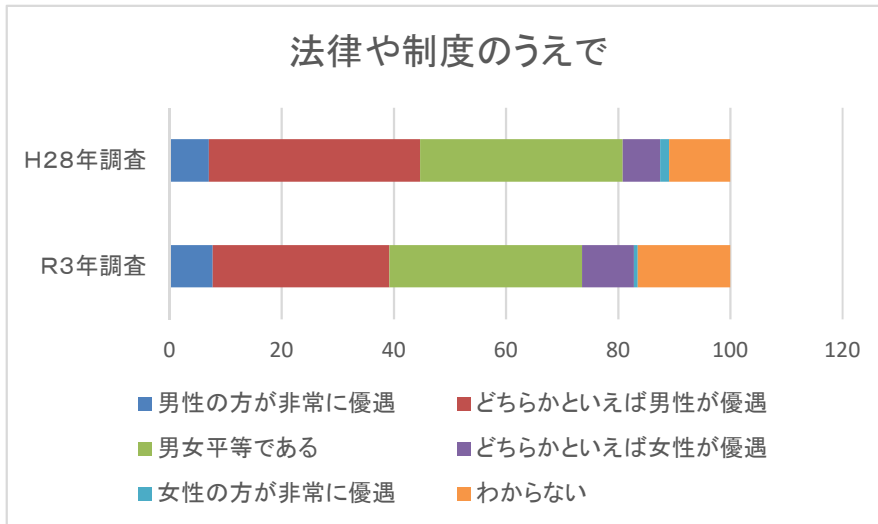
(○はひとつ)



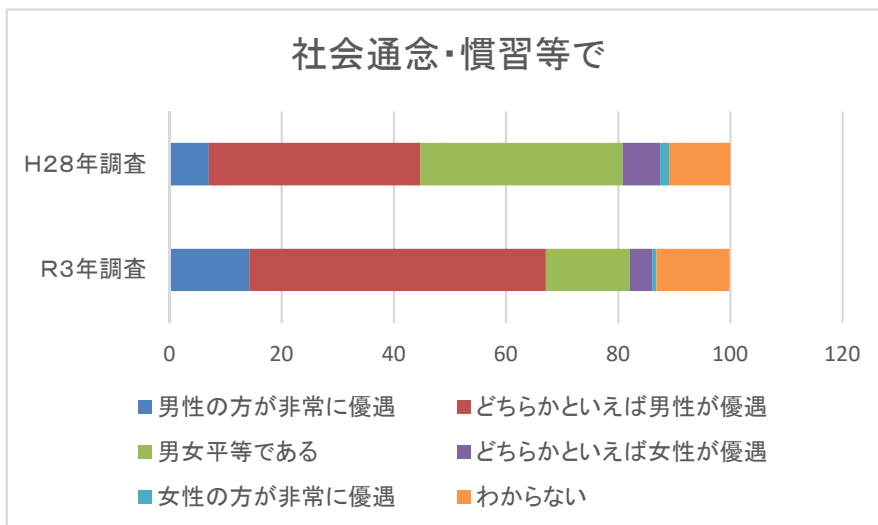
(%)

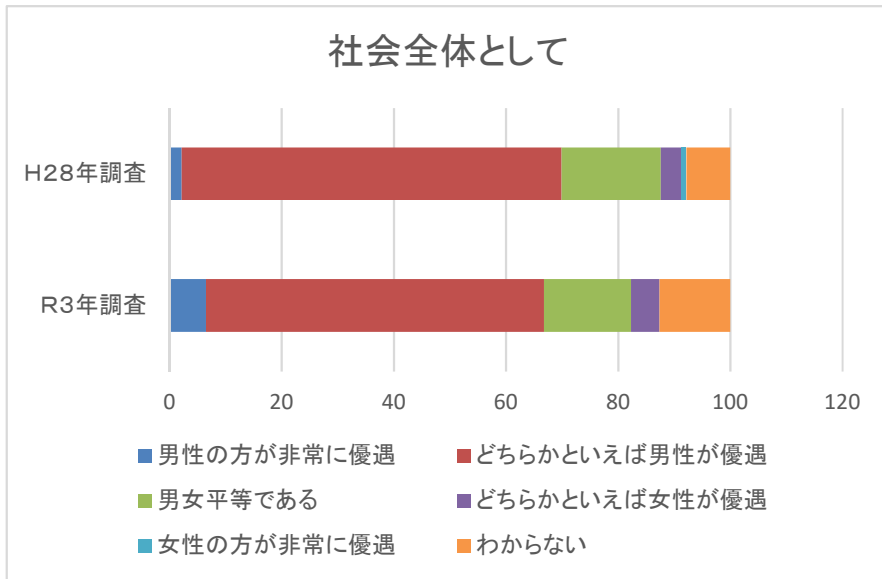


(%)



(%)

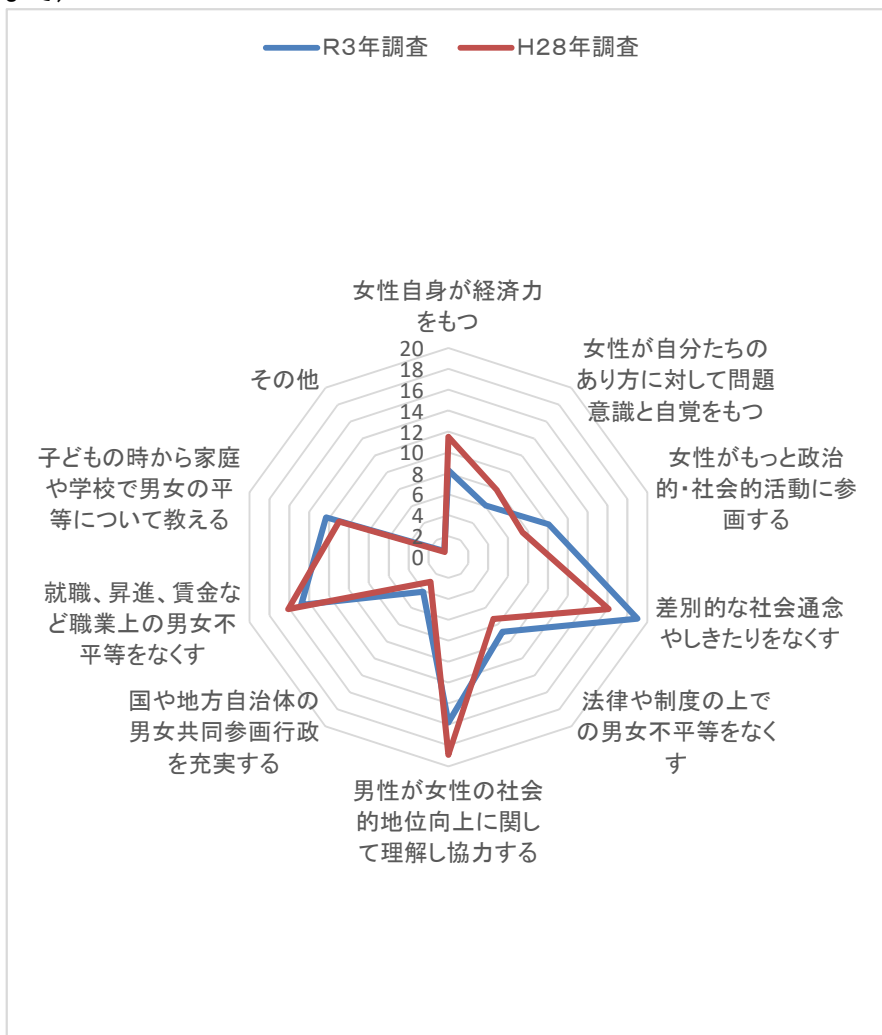




(%)

問 男女平等の実現のために、今後どのようなことが必要だと思いますか。

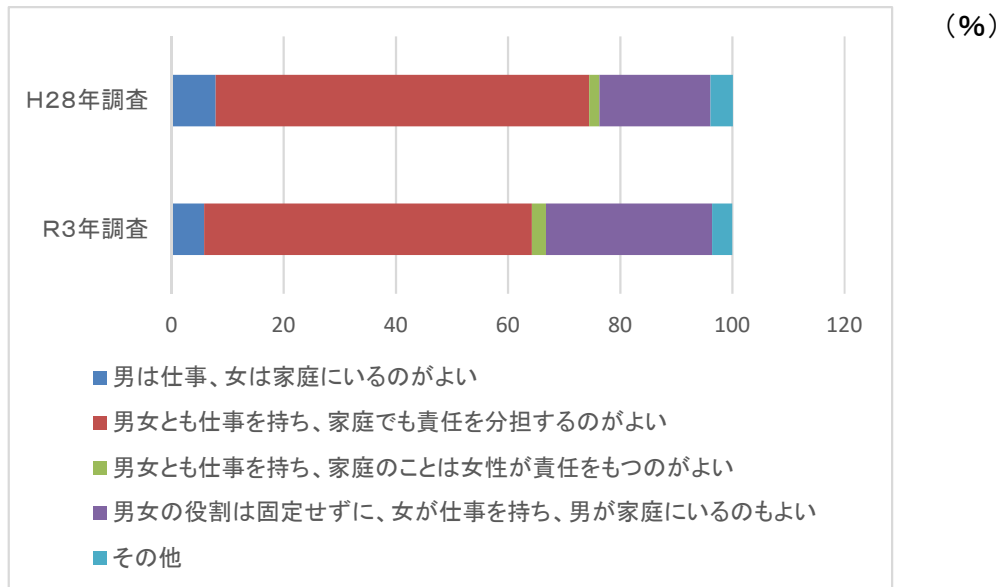
(○は3つまで)



(%)

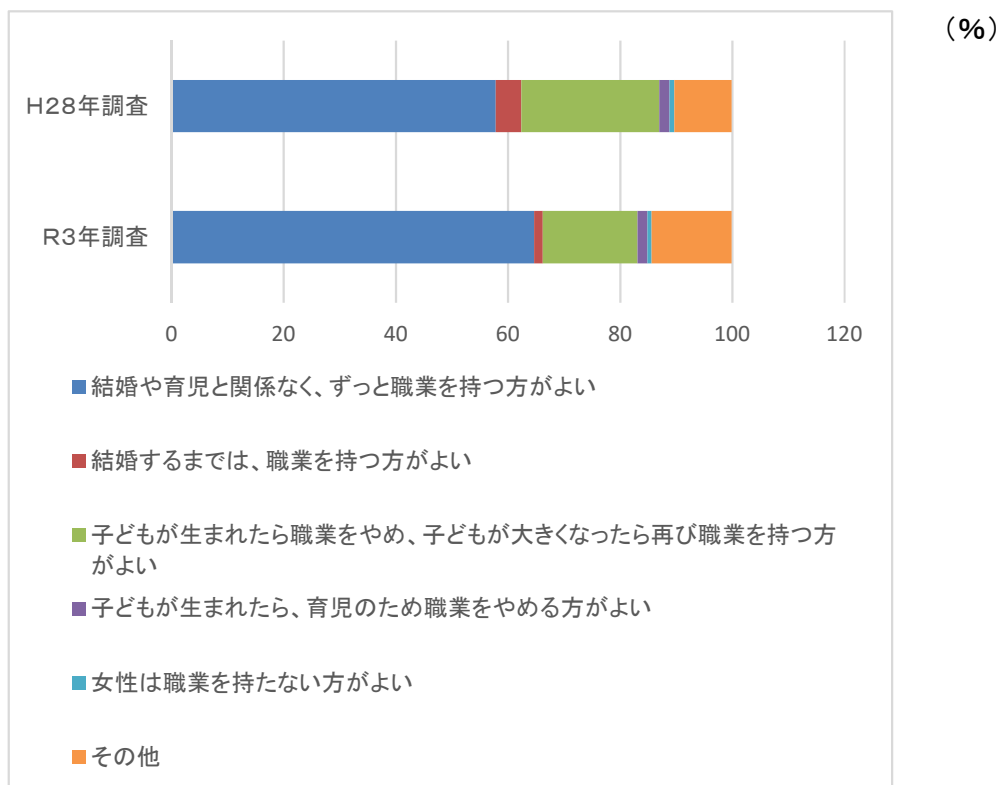
## 問 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

(〇はひとつ)



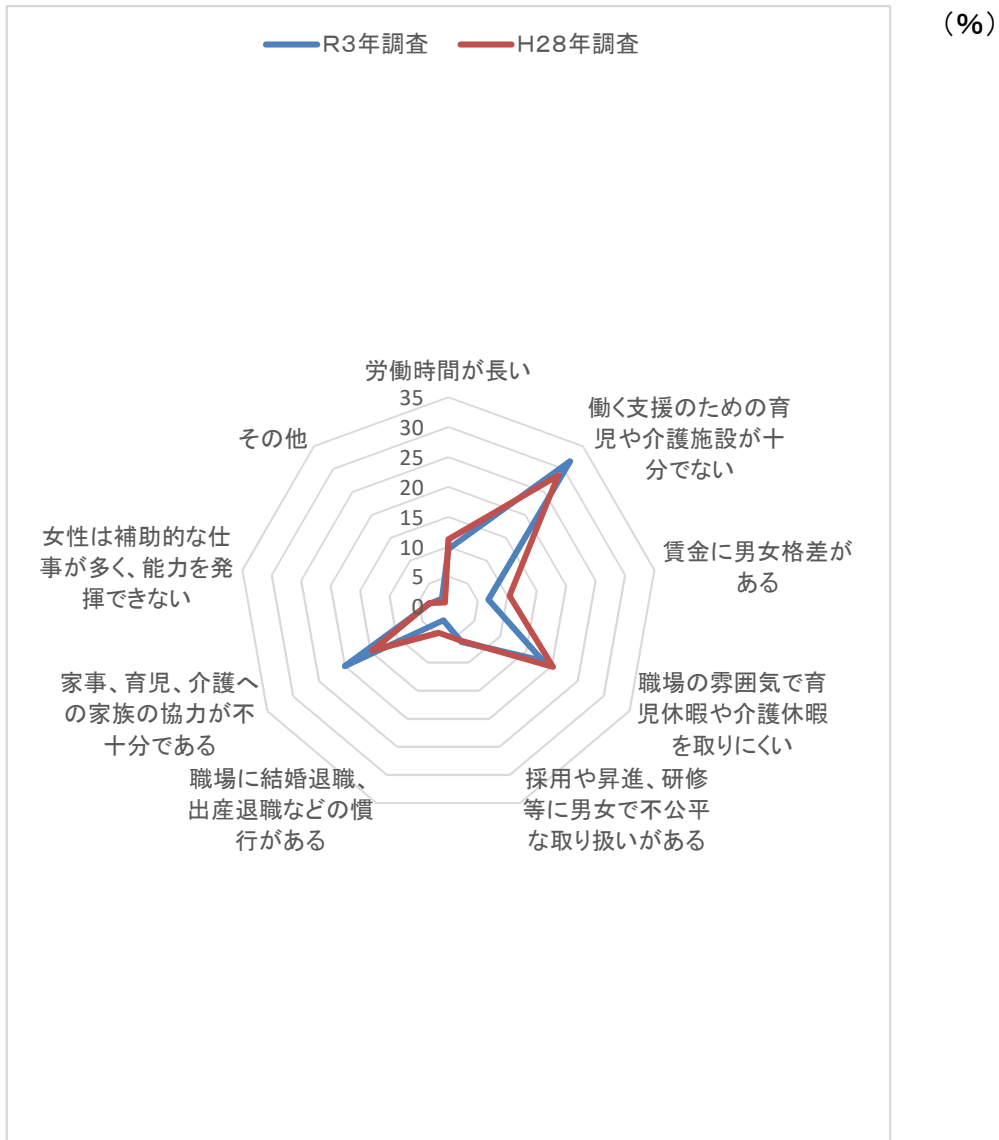
## 問 女性が職業をもつことについて、あなたはどう思いますか。

(〇はひとつ)



問 女性が仕事をする(続ける)場合、障害になっていることがある  
 と思いますか。

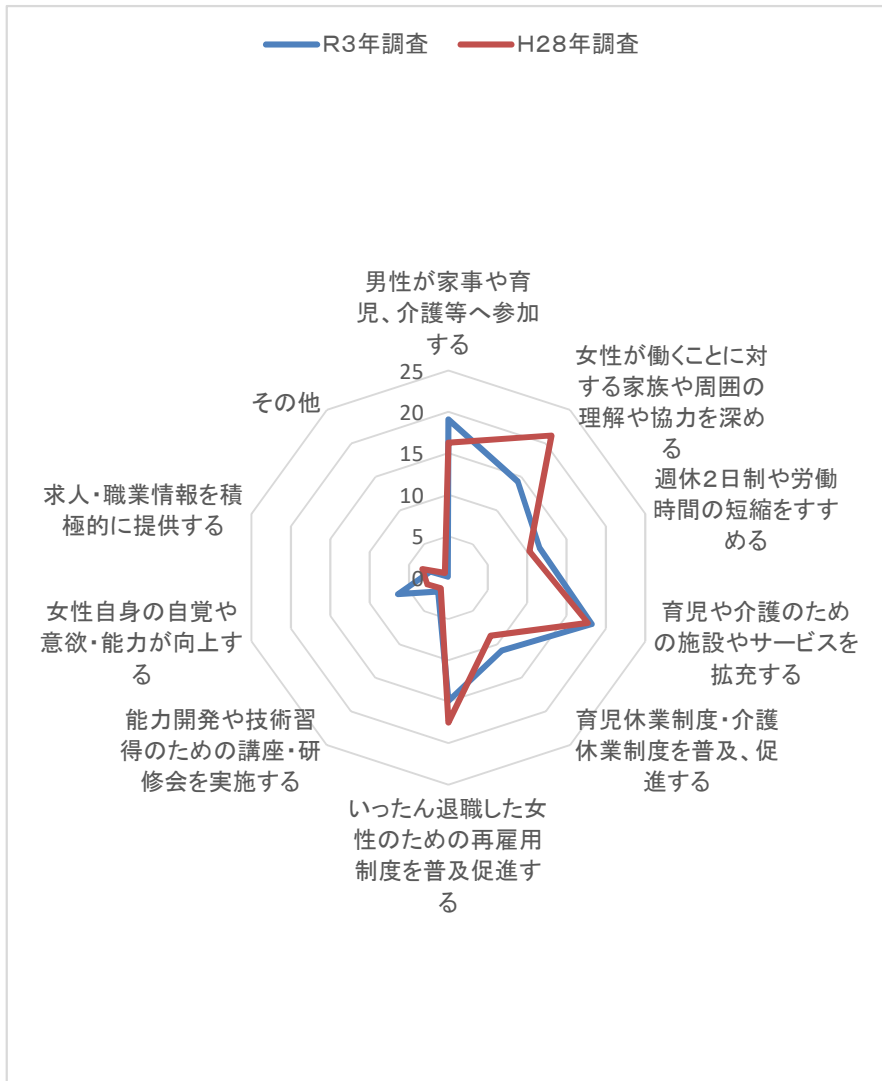
(〇は3つまで)





問 あなたは、女性の職場進出を進めるために、どのような環境整備が必要だと思いますか。

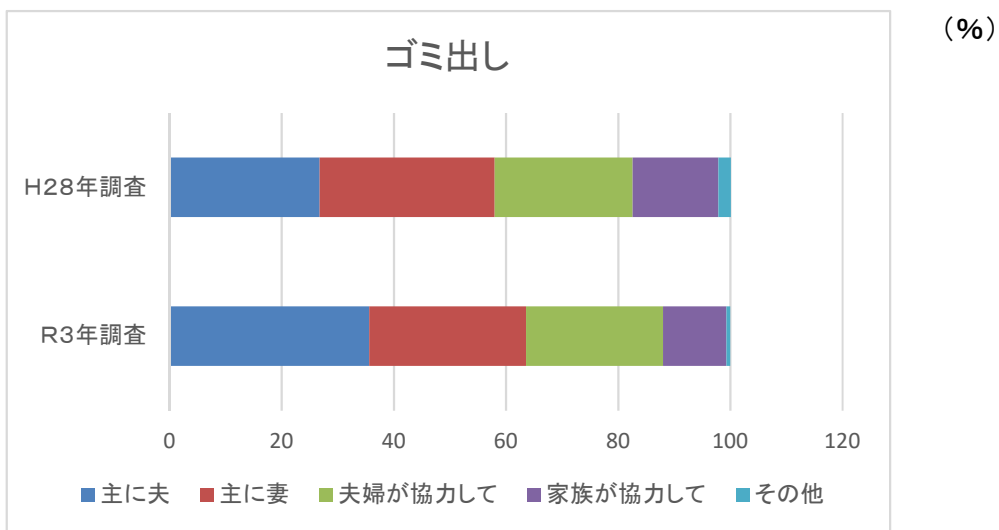
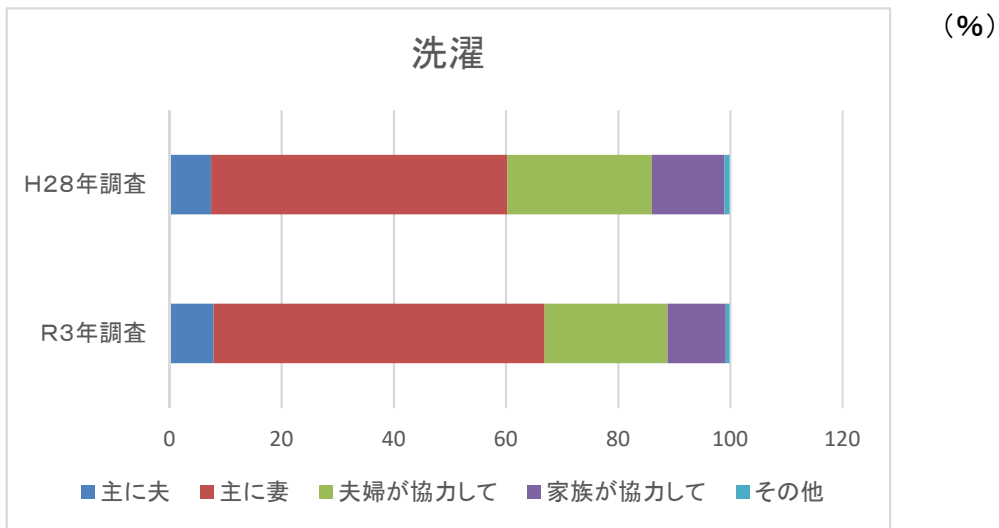
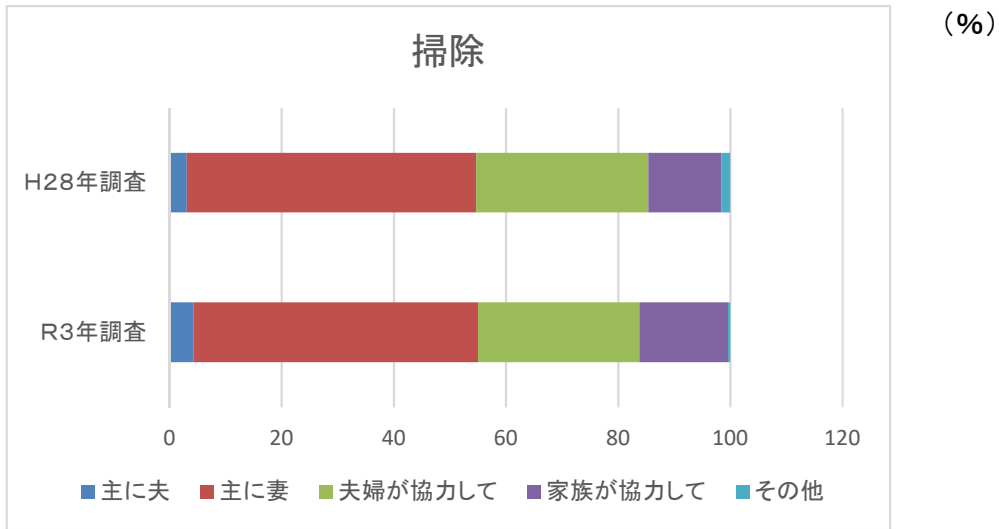
(〇は3つまで)

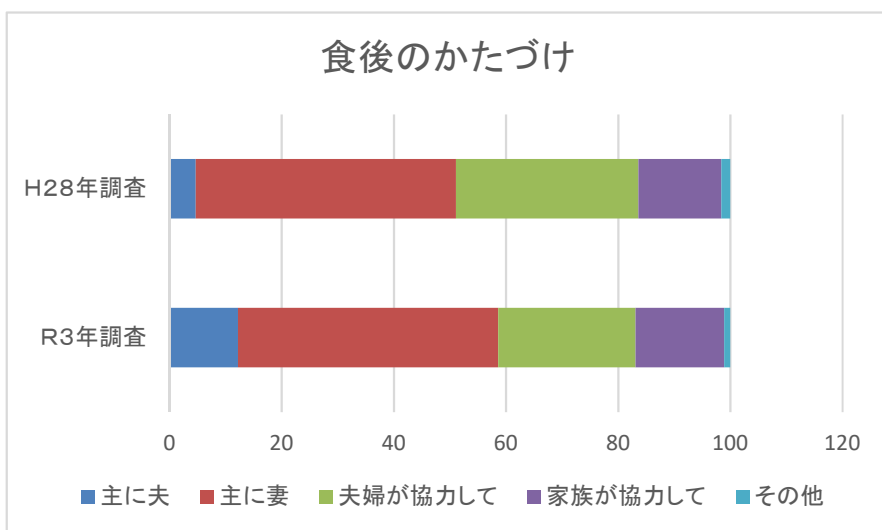
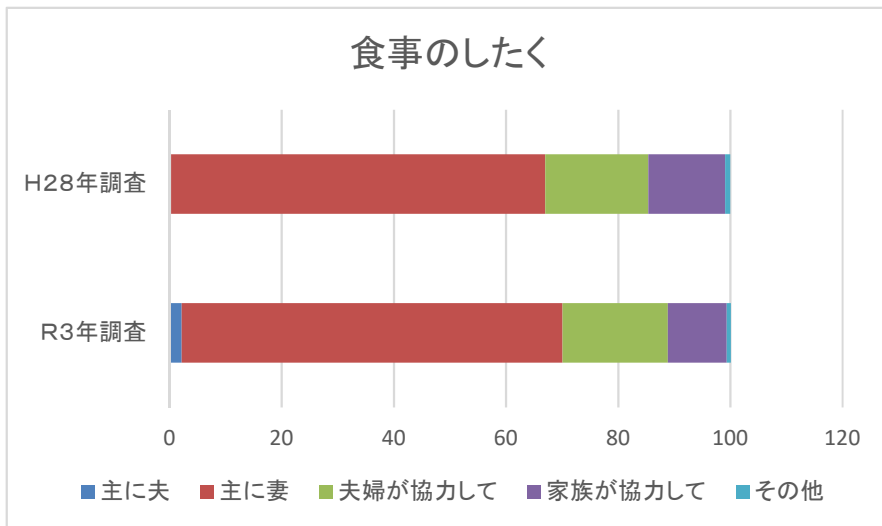
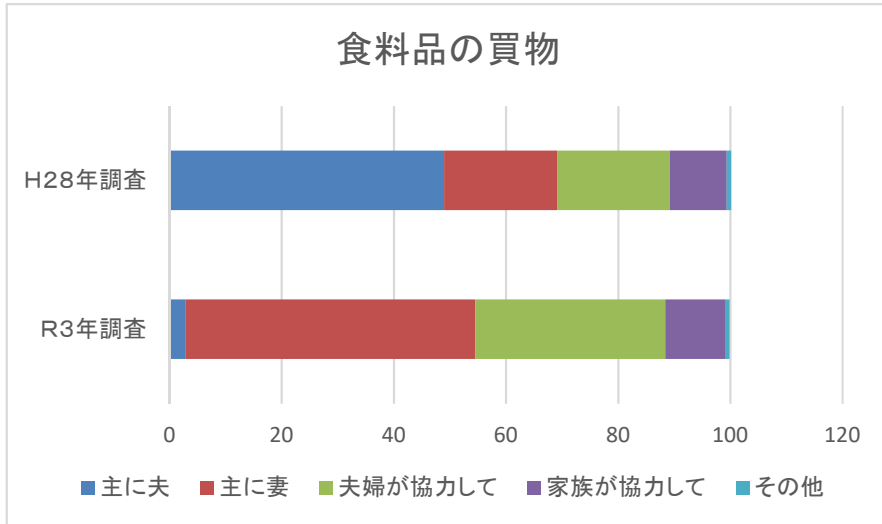


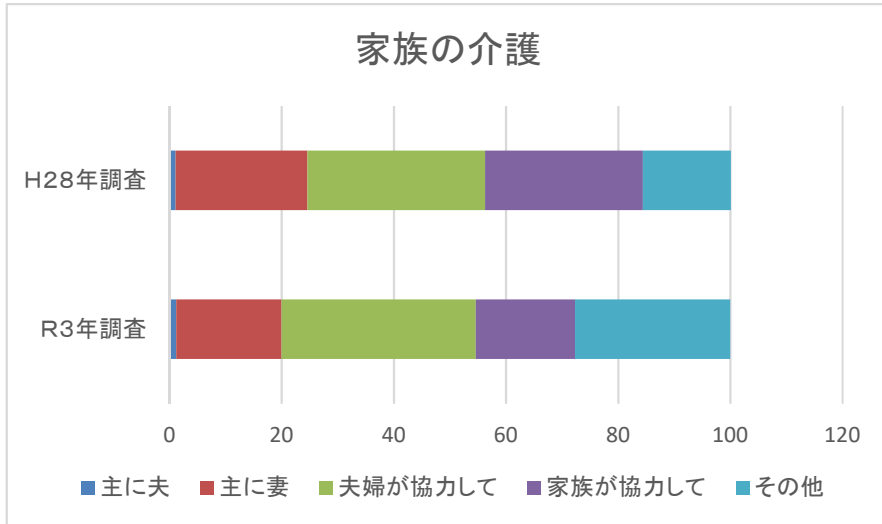
(%)

問 実際にあなたの家庭では、家事は誰が分担していますか。配偶者がいない方は、あなたの考えをお答え下さい。

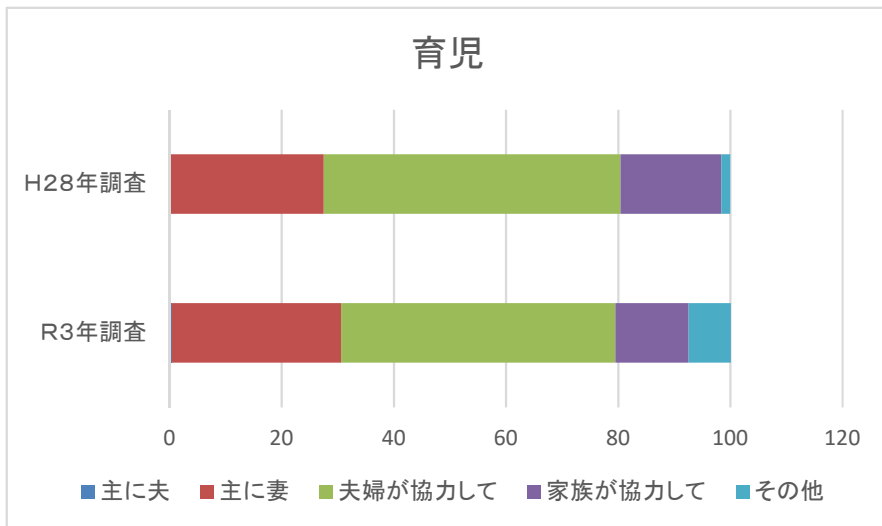
(○はひとつ)



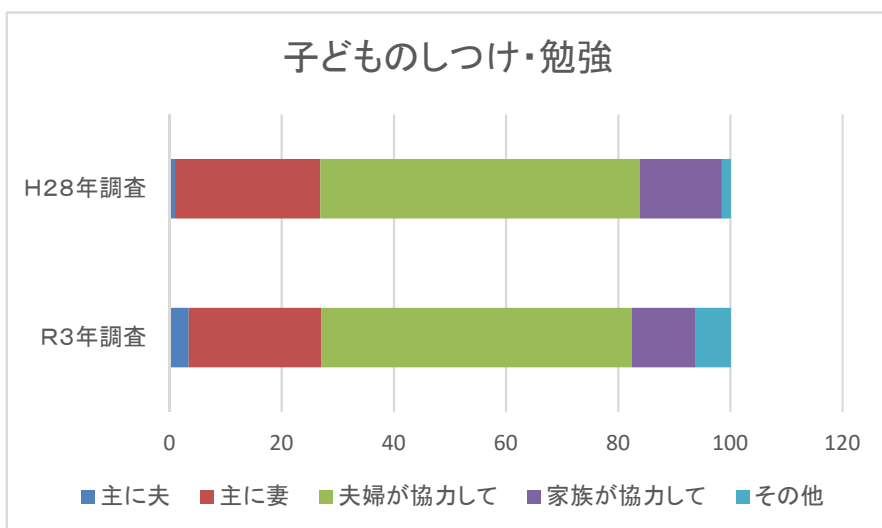




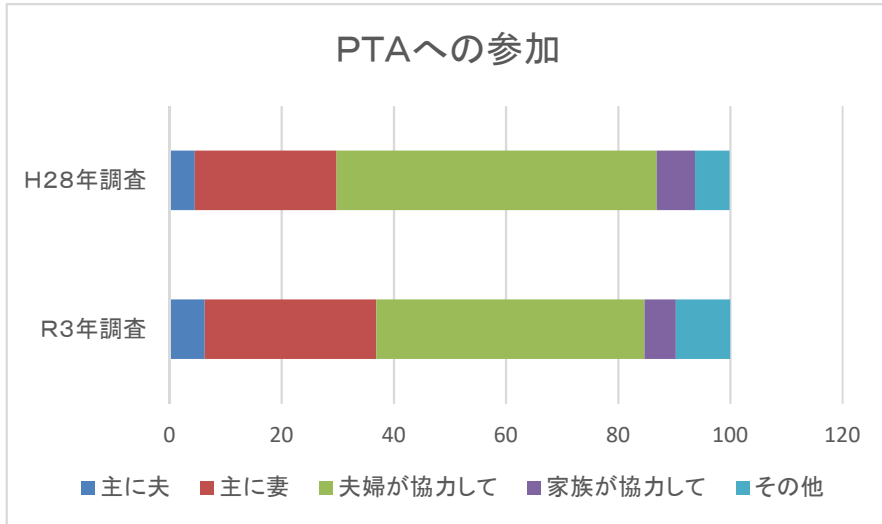
(%)



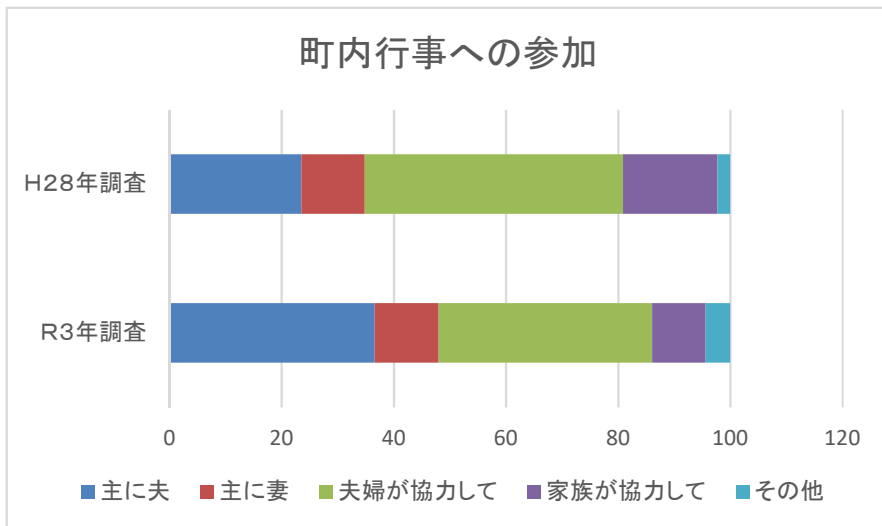
(%)



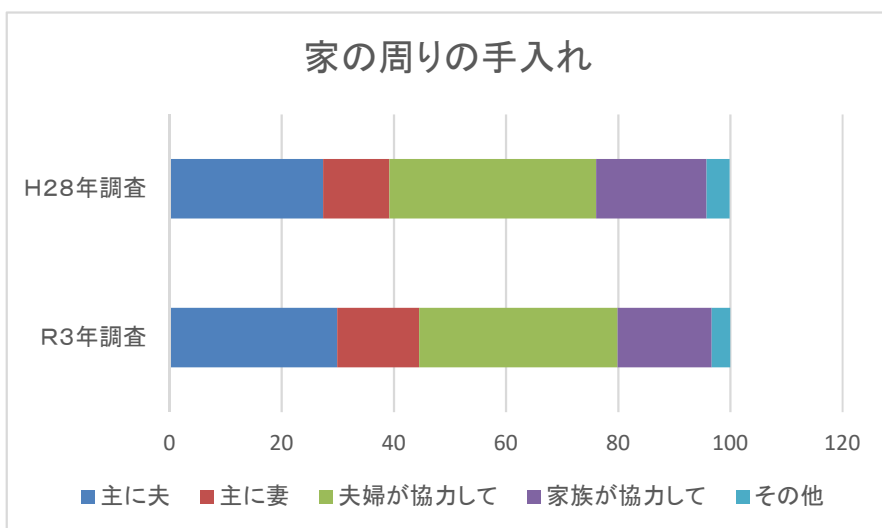
(%)



(%)



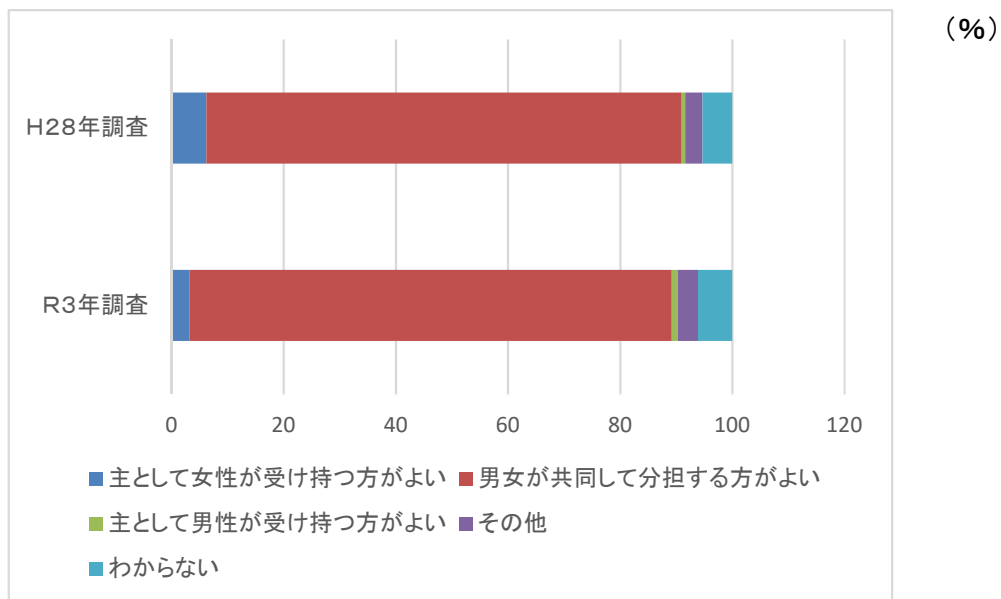
(%)



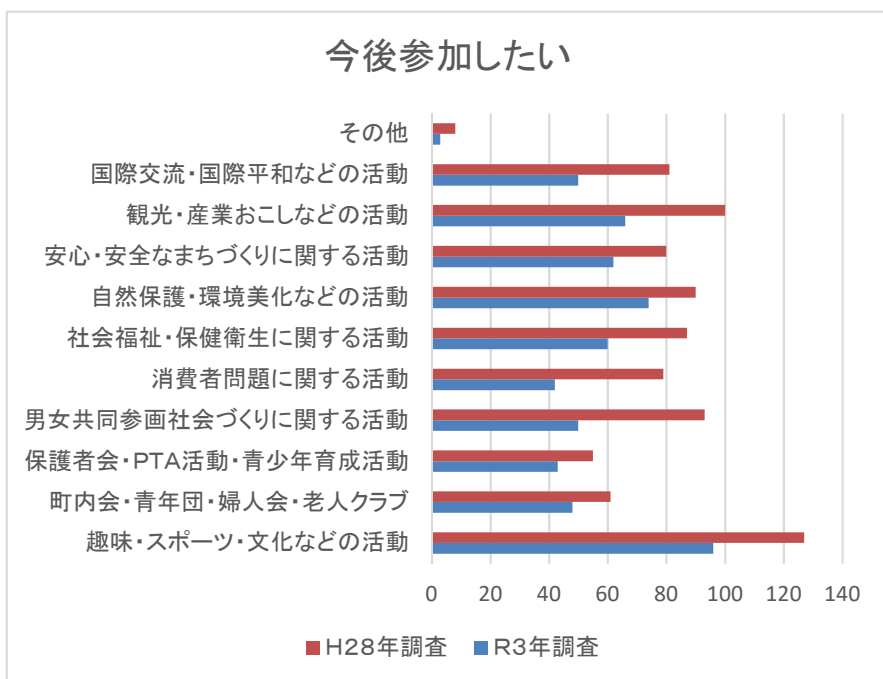
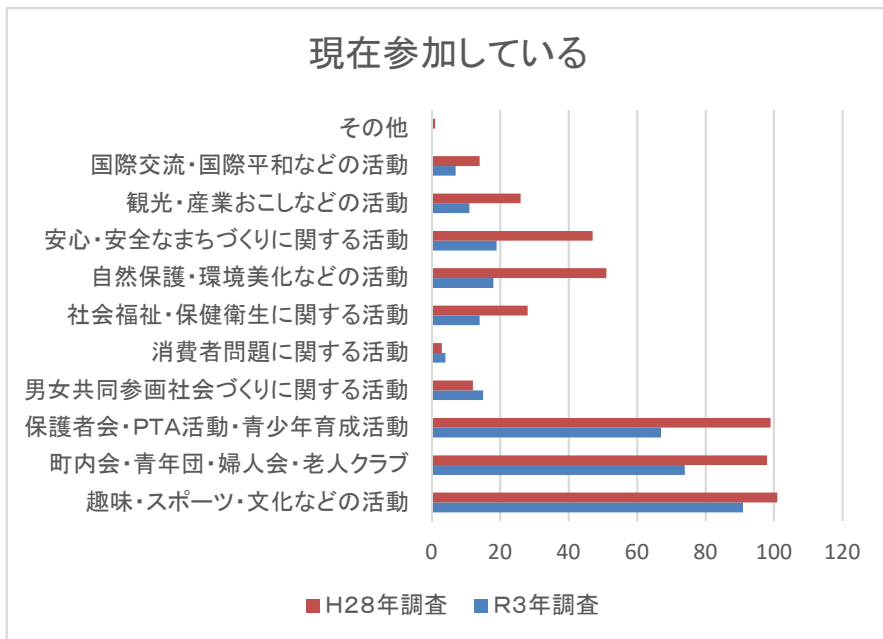
(%)

問 あなたは、高齢者・障害者等の介護をする場合に、家庭内での分担についてどのようにお考えですか。

(〇はひとつ)

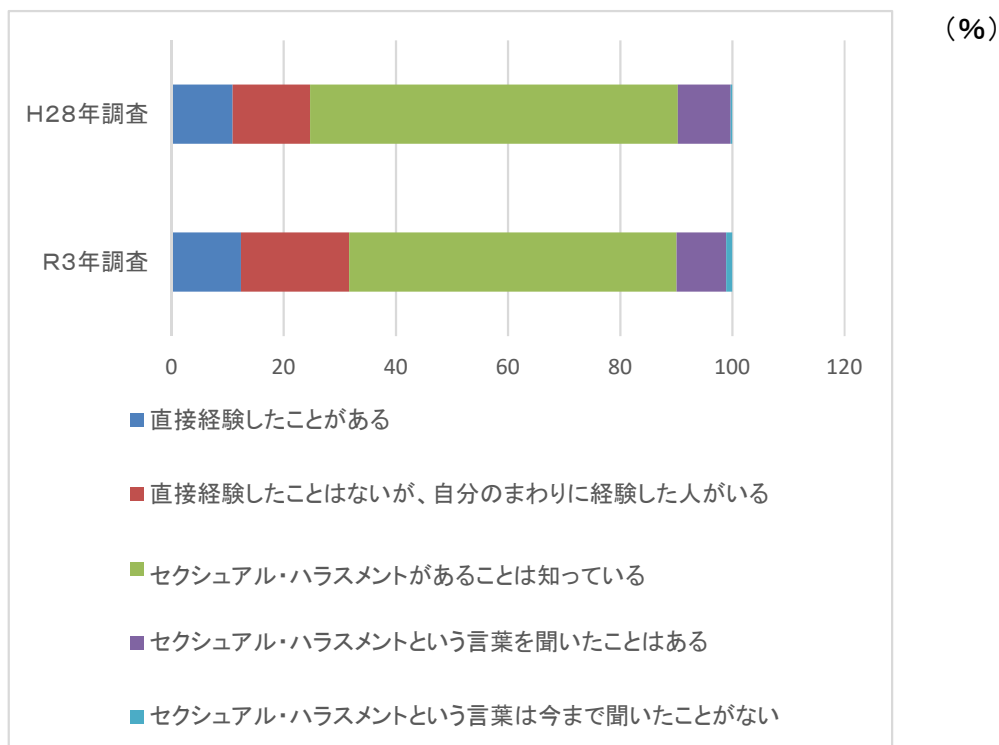


問 あなたは、地域社会において、現在、どのような活動に参加していますか。また、今後どのような活動に参加してみたいですか。  
(〇はいくつでも)



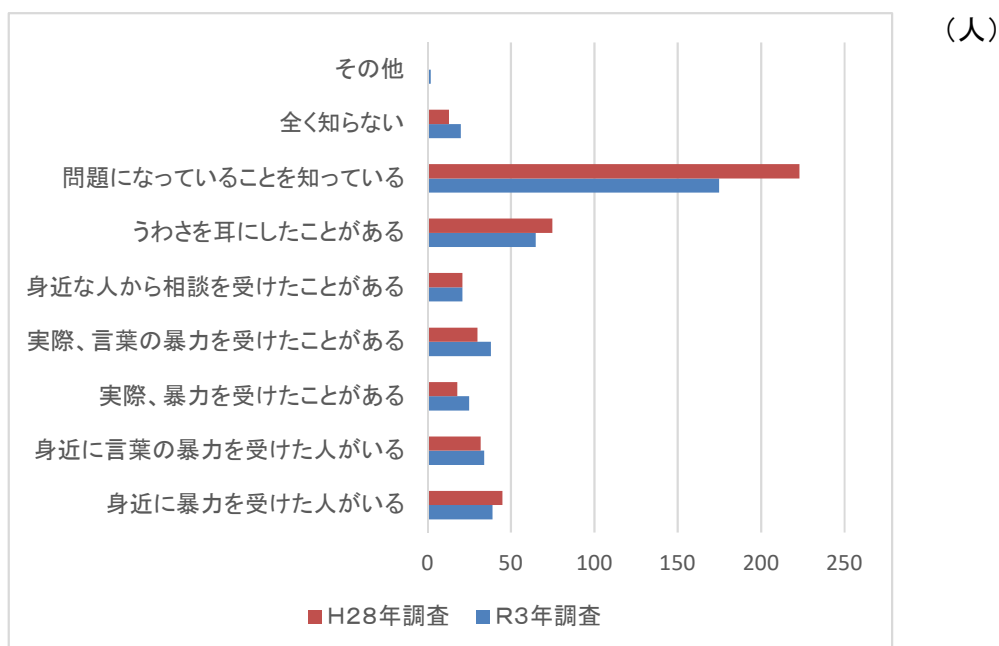
問 セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)について、あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。

(○はひとつ)



問 配偶者・恋人からの暴力について経験したり、見聞きしたことがありますか。

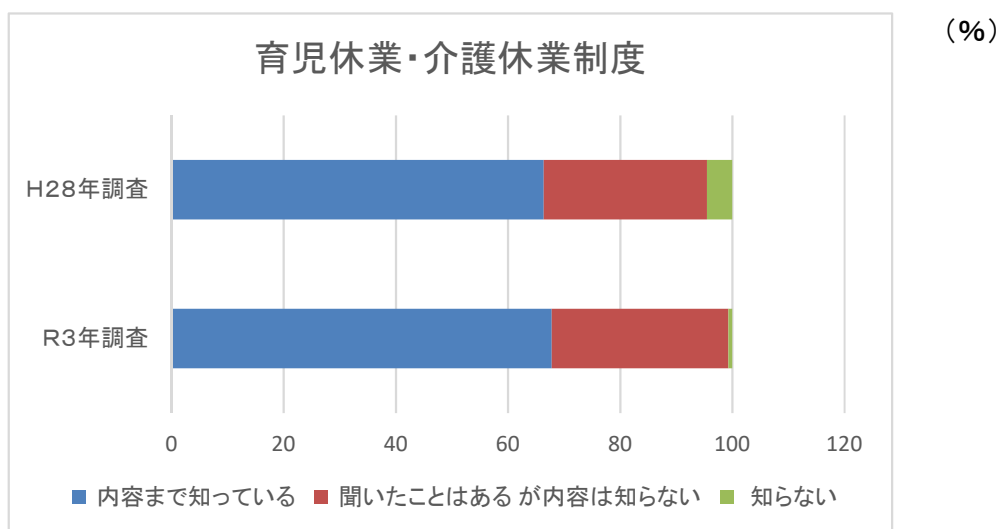
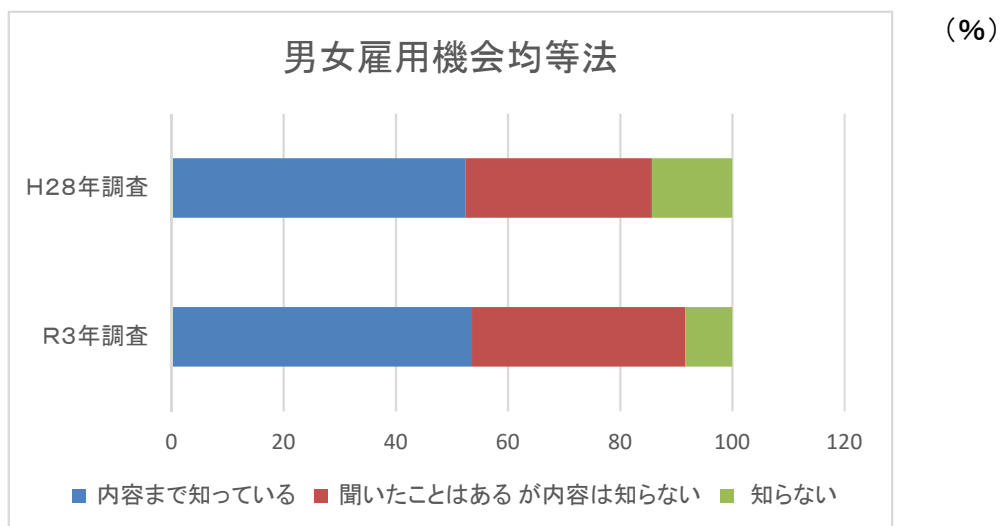
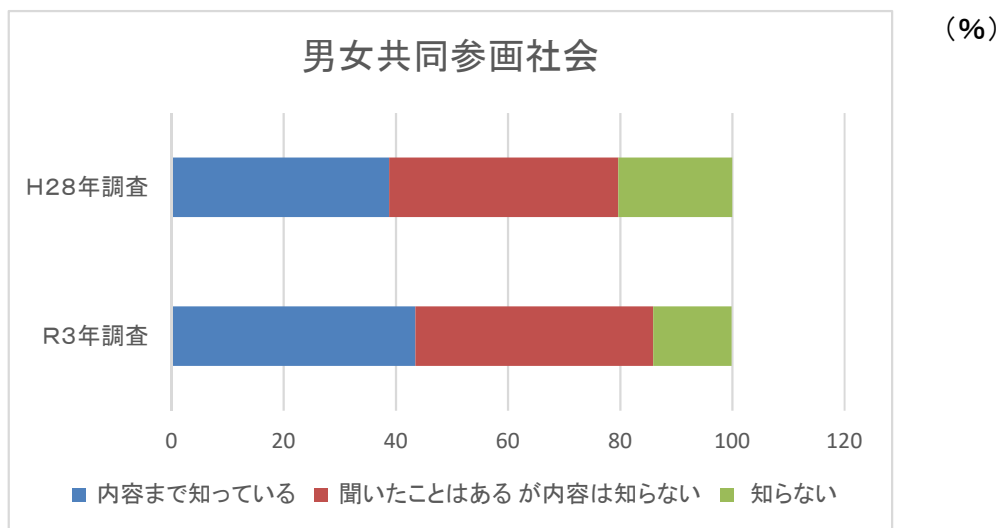
(○はいくつでも)

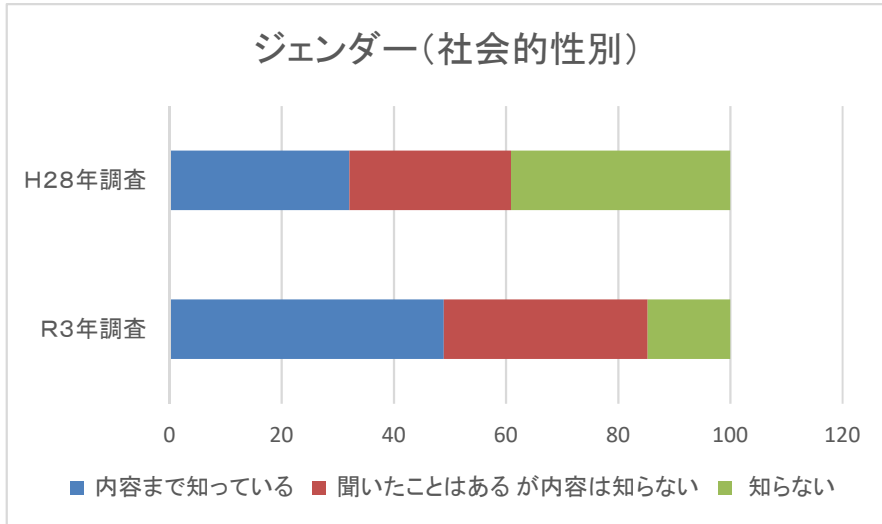




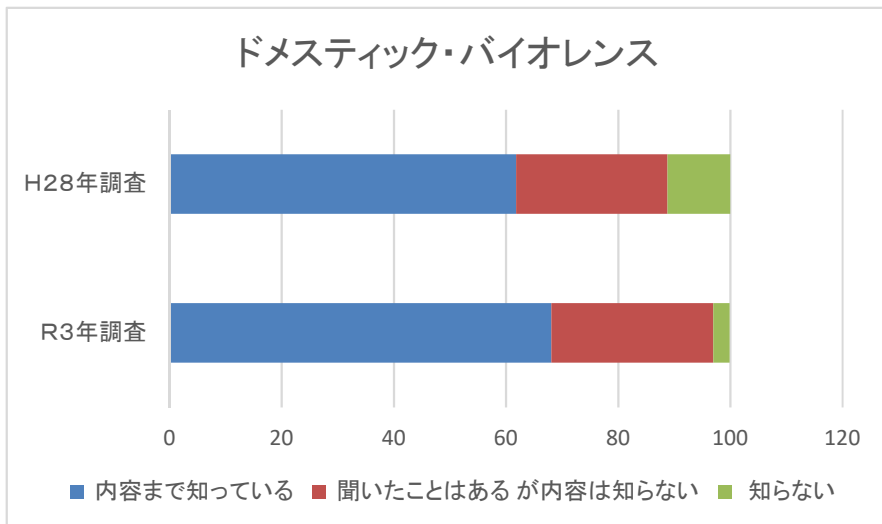
問 あなたは、次にあげる「ことば」をご存知ですか。

(○はひとつ)



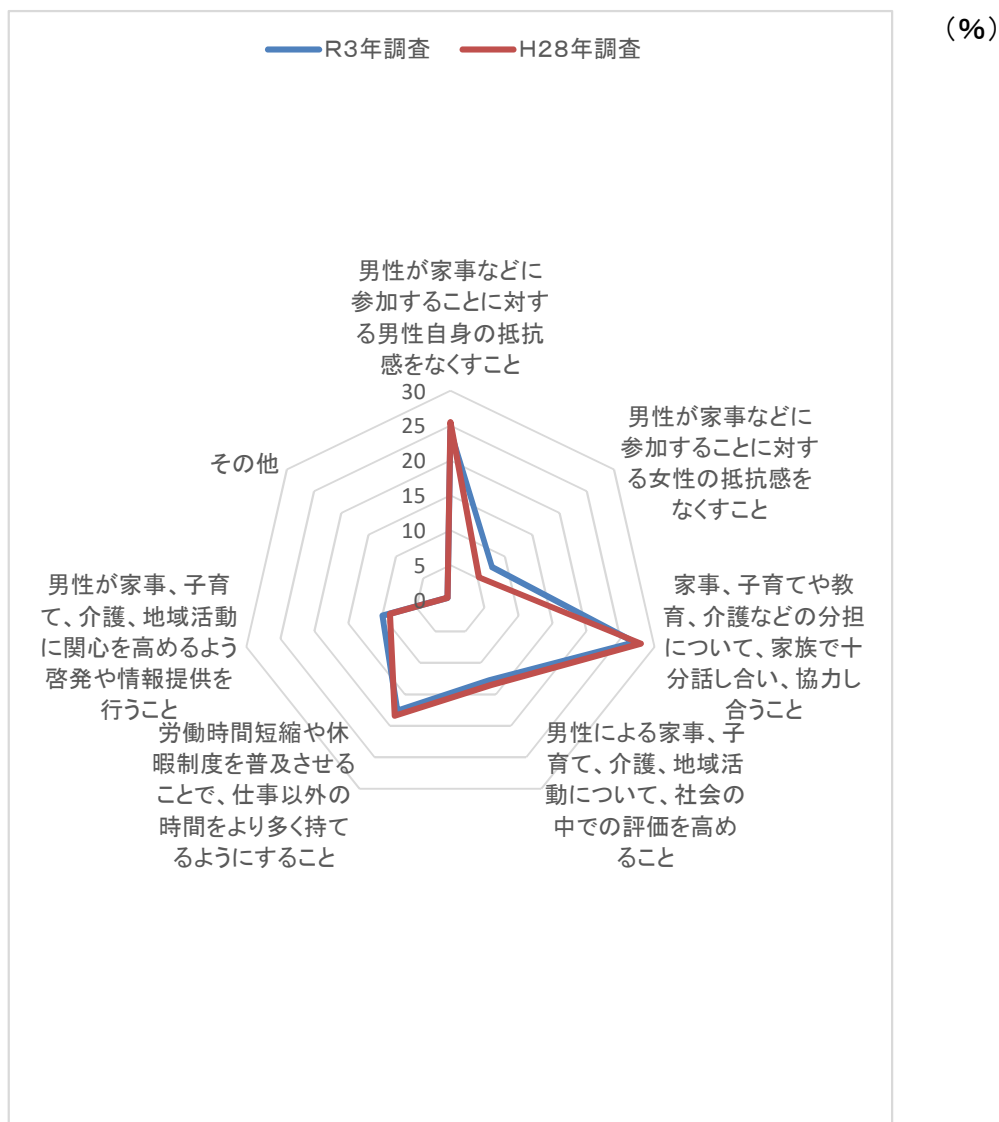


(%)

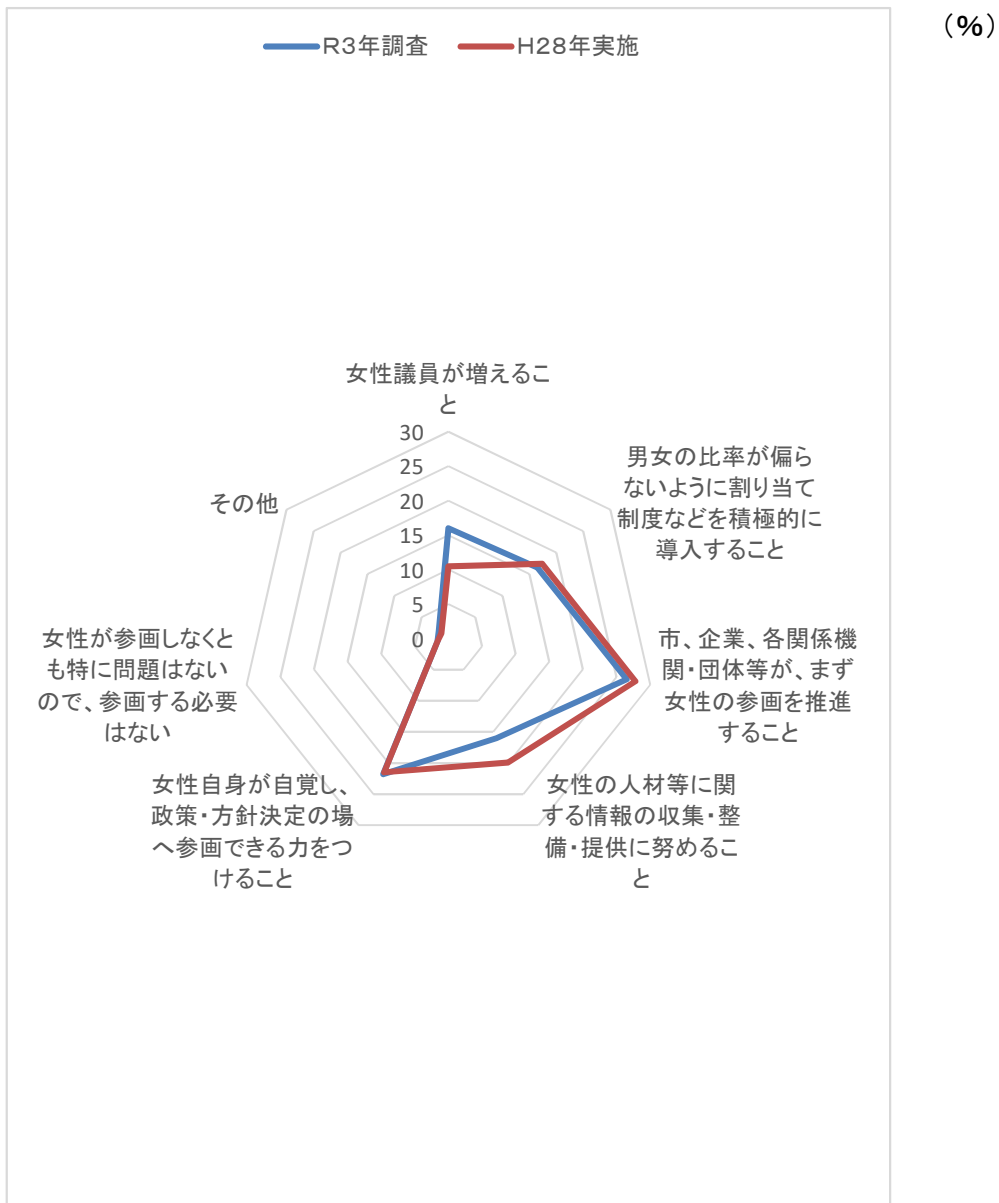


(%)

問 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思います  
(〇はいくつでも)



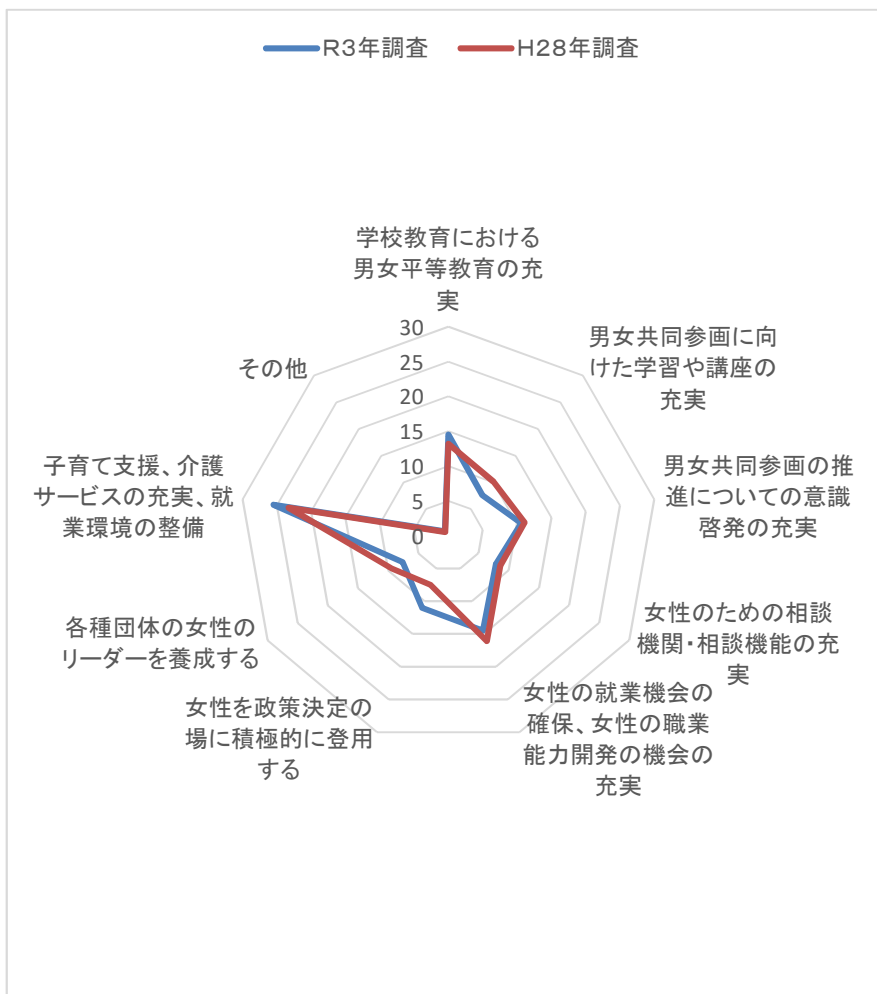
問 政策・方針決定の場への女性の参画(企画の段階から参加すること)をすすめるには、あなたはどのようなことが必要だと思います(〇は3つまで)



問 市は、男女共同参画社会の実現のためにどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

(〇は3つまで)

(%)



## ◇市民アンケート調査の自由意見

- ・男性も育児休暇を取得する、それが認められる情勢にならない限り、厳しいと思います。
- ・女性のみが育休を取得する⇒女性のみが育児、家事への責任感が生まれ、男性には芽生えない。男性と知識の差が生じ、女性がした方が早い、効率的、男性が家事していることを見ていると見てられず女性が家事したくなる⇒男性は何もしなくなる。という悪循環である。男性の育児休暇義務化を熱望します！
- ・女性の社会進出や法整備などかなり充実してきてはいるが、身近な地域や会社、家庭で本当に不平等がないかという疑問である。真に平等となるには、何が 필요한のか・・・というところから、考えていかなければならないと考える。
- ・本当に心から政策決定や仕事の昇進に意欲がある女性っているでしょうか。会社や職場、仕事、社会に対して明確なビジョンを持っている女性もかなり少ないと思います。適材適所。その中で応援、感謝、協力すれば良いと思います。特に家庭では、応援と感謝が大切だと思います。
- ・まず多様化の時代において、性別を分けるべきなのでしょうか。様々な問題がある中男性は女性はと言い切ってしまうことが差別につながると思います。その差別を無くすことが、人が人として社会に参画できる第1歩だと思います。次に、もし女性の参画を期待するのであれば、男性側の制度の充実と周知も必要かと思います。女性ばかりに目が行っている現状では難しいと思います。
- ・固定観念を取り払い、男は女をもっと尊重すべきである。
- ・男女共同参画社会という言葉自体初めて聞きました。私のような主婦は多いと思います。地域での講演又は説明会等をしてもらえれば、もっと皆が興味を持ち参加できると思います。
- ・性別を区別することがナンセンス。
- ・男と女の区別はあっても差別はあってはいけないと思う。
- ・農村部での相談機関、機能施設の充実が必要。
- ・男女共に意識改革が必要。
- ・各種の権利等の面で男女が平等だという考え方は普及されるべきだと思うが、同時に男女が区別されるべき場面では、しっかりと区別されるような働きかけもあるべきだ。
- ・質問の内容が偏りすぎていて、男性の立場からは回答しにくいと思います。
- ・女性差別ありきのアンケート内容で、回答選択肢の内容にも違和感を感じる。
- ・仕事を持たないと社会に参画していないのか？仕事をしている人と専業主婦（夫）は対等ではないということか？平等とは？質問内容に違和感を覚えるのは私だけ？子どもからすると、家に帰った時に迎え入れてくれる家族がいるのがベスト。

夫婦どちらもがフルタイム労働者でいる必要はない。それでも十分生活していける賃金形態となる職業が増えれば良いなと思う。

- 女性の社会進出を進めることが、男女共同参画社会の推進につながるとは限りません。女性の立場の向上だけを推進すると、今社会の第1線で尽力している男性の立場を下げてしまうことにつながりかねません。どちらもうまくいくように進めていくことが男女共同参画社会の推進だと思いますので、女性の立場向上のためではなく、どうやったら「女性の仕事」と言われるものを「一緒に協力してやる」ものに変えていくことを考えることが最重要だと思います。
- 人間としてのやさしさや思いやりがあれば、家庭の中で誰か困っていたら自然と手をさしのべ手伝えるようになると思います。夫婦でも男女にこだわらないでお互いが得意なことを分担し合えば良いと思います。そのことを小さい時からの教育に取り入れてもらいたいと思います。
- 女性団体活動を推進してほしいと思います。以前は協力依頼も結構頂いてましたが、今頃各団体、各サークル等への呼びかけが多く女性が活躍する場が少なくなっています。(例) 赤い羽根共同募金、肺結核予防キャンペーン
- 労働時間の短縮が図られなければ、精神的にもゆとりが持てないと考えます。平等というよりも「公平」という理念に基づかなければ、改善できないこともあるように思います。
- 女性の地位向上に関する啓発が必要であると思います。
- 男女共同参画について島内でも、地域別、世代別、職場環境等で意識が違うかなあと、アンケートを記入しながら思いました。
- 適切な役割分担をするだけだと思います。料理が得意な女性が家庭の中で、料理が苦手な男性に平等にしたいからと「料理をして！」と頼むのが平等の促進につながりますか？ごみ捨て、風呂掃除、洗濯はするけど、家事で最も大変な料理をしない男性は「怠惰」でしょうか？男女が男女じゃなくても相互が当人でできることをできる範囲で最大限にやる社会が共同や平等だと思います。
- 対馬市では0～2才児の保育所への年度途中入所はほぼできず、育休から復帰する時間を4月に調整するか、育休延長するかが規定路線になっている。男女平等の観点から言うと、仕事に復帰すら自由にできない環境から改善できれば良いと思う。
- 男性が家事、育児等に積極的に参加していると「エライ」「すごいね」と言われる環境を無くして欲しい。互いに協力し合いながら、子どもたちへも女性がして当たり前、男性がして当たり前という考えを少しでも無くして欲しい。社会全体が意識して取り組んで欲しい。
- 家事は分担できても、育児は子どもが小さい間は母親がメインとなるのはしょうがないと思う。どちらかが家庭に入る必要あるなら、収入が高い方が働けば良い。

## ◇対馬市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	豊 田 涼 子	長崎県男女共同参画アドバイザー 食生活改善推進員
2	委 員	鎌 田 秋 子	長崎県男女共同参画アドバイザー 対馬市職員（看護師）
3	委 員	江 藤 幸 治	長崎県男女共同参画推進員 自営業
4	委 員	永 留 史 彦	長崎県男女共同参画推進員 対馬市職員
5	委 員	原 昌 明	人権擁護委員
6	委 員	橘 千 加 子	J A 対馬理事 農業
7	委 員	播 磨 孝 記	対馬市 P T A 連合会会長 サービス業
8	委 員	立 花 太 平	対馬市社会福祉協議会厳原支所長
9	委 員	齊 藤 ももこ	一般社団法人 daidai 代表理事
10	委 員	藤 川 香 世	長崎県男女共同参画推進員 対馬市教育委員会指導主事

(任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日)



## ◇対馬市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 対馬市の男女共同参画推進にあたり、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき対馬市男女共同参画計画を推進していく上で、幅広い意見を聴取するため対馬市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会推進のための計画策定に関すること。
- (2) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市内の関係団体及び学識経験者等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、対馬市特別職の職員で非常勤のものに報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年対馬市条例第42号）により支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

- 相手との違いを 「認めあい」
- それぞれの個性を 「活かしあい」
- 苦勞や痛みを 「分かちあい」
- それぞれの思いを 「語りあい」